

総務市民文教委員会記録

総務市民文教委員会

委員長 田中 陽三

1 日 時 令和4年6月21日(火) 10時00分開会、15時35分閉会
令和4年6月22日(水) 10時00分開会、11時05分閉会

2 場 所 光市議会第1委員会室

3 出席委員 田中 陽三、小林 隆司、河村 龍男、仲小路 悦男、中村 譲、
中本 和行、西村 慎太郎、萬谷 竹彦、森戸 芳史

4 事務局職員 山本 正実、起本 一生

5 説明員

吉本副市長

<教育委員会>

伊藤教育長、升教育部長、吉永教育総務課長、原田学校教育課長、門岡学校教育課主幹、国
広文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好体育課長、眞嶋図書館長、高橋学校給食センター
所長

<政策企画部>

岡村政策企画部長、北川財政課長、佐々木企画調整課長兼広報シティプロモーション推進室
長、岩崎行政経営室長、藤井情報・DX推進課長、前田会計管理者、高木会計課長

<市民部>

縄田市民部長、中田市民課長、杉本税務課長、藤本収納対策課長、山根生活安全課長、福原
人権推進課長、讃井地域づくり推進課長、橋本大和支所長兼大和支所住民福祉課長、西村浅江
出張所長、松岡三島出張所長、弘周防出張所長

<総務部・消防担当部>

山岡総務部長、赤星消防担当部長兼次長、坪井総務課長兼秘書室長、久山人材育成・女性活
躍推進室長、小熊防災危機管理課長、清水入札監理課長、松村選挙管理委員会事務局長、守田
監査委員事務局長、中原消防担当課長

6 議事の経過概要 別紙のとおり

7 その他(傍聴) 報道1社、市議会モニター、市民1名

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第31号 令和4年度光市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会所管分）

説 明：吉永教育総務課長 ～別紙

質 疑

○西村委員

1点だけ確認をさせてください。今の小学校整備事業と中学校整備事業の説明について、両方とも1校分の消火栓の工事ということだったと思うんですけども、金額が異なるのには何か理由があるんでしょうか、お願いいたします。

○吉永教育総務課長

ただいま小中学校各1校分の消火栓設備の改修に対して金額が異なるのはなぜかとの御質問を頂きました。それぞれ消火栓のポンプ設備の改修になりますが、改修する内容が違うことによる金額の差がございます。

また、このたび改修する島田中学校につきましては、改修作業スペースが手狭であるため、浅江小学校よりも作業にかかる手間、つまり必要な人役が多くなっているものがございます。したがって、これらを踏まえ、施設整備工事費に差が発生しているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

それでは、歳入のほうから行きましょかね。浅江交親会さんから一般寄附金で70万円を頂いたということなんですが、これはあれですか、特定の目的にという話をされるのか、どうも取扱いに難しい面があるんですが。通常であればプールをして、全てに子供たちに行き届くようにというような趣旨ではないかと思うわけですが、それが地域限定のいろんな小学校、中学校、あさなえネットといいますか、そういったところで使ってほしいという話に。どうも浅江交親会という団体は光市内の浅江にはありますけれども、結構大きな企業の集まりでありますので、そういった意味合いで寄附をされたのかどうか。ちょっとその辺の確認を先にさせてください。

○原田学校教育課長

このたびの浅江交親会様からの寄附金につきましては、先ほどの説明の中にもありましたように、浅江地区の青少年の健全育成に役立ててほしいという趣旨で、御寄附を頂いたものとなっております。

以上です。

○河村委員

ということは、今後についても、そういった特定の目的を持って寄附をされたらそういうふうな使い方になると、こういう話になるわけですが。地域によってはそういった企業のバランスに欠けているところがありますから、そういうものは、じゃ対策は市が何か打ってくれるわけですか。

○升教育部長

地域のバランスという御意見でございます。確かにそういった面はございますので、考慮しないとイケないということはあろうかと思いますが、教育委員会としては、できるだけ御寄附をされる方の御趣旨、こちらも踏まえながら、ケース・バイ・ケースで適切に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

当然そういうことだと思います。じゃ、歳出のほうちょっと見ていただいて、この交付金で一体何をされるのか。当然双方が意思がうまく通じたんで今回の寄附という形になったとしても、じゃ何をされるのかというのをちょっとお尋ねいたします。

○原田学校教育課長

大変貴重な御寄附を頂いたということで大切に扱いたいということから、現在まだ用途が未定でございまして、全額を次年度以降に繰り越して今後検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

使い道自由の特定の目的を持って、その寄附をされたことで、どうも行政の在り方としてはいいような気がするんですよ。こういったものをやるのにぜひ寄附をお願いしたいとか、そういうことでうまくマッチングをすることで使い道についても大変有効に整備をされるというふうに考えるんですね。先ほどの地域バランスという話もしましたが、今のような形で、じゃ寄附が続いていくとするならば、そういったバランスに欠けたところの子供たちはどうすればいいのか。その特色のあるようなコミスクについて、どのように運営していけばいいのかといったところに欠けるというふうには思いませんか。

今回のことで、じゃ、あさなえネットのほうですばらしい案が出て、子供たちのためになったときに、じゃ、ほかの地域の子供たちにどういうふうにそれを伝えていけるのか。その辺りのところちゅうのは十分考えてやっていただかないと、いやいや、ずっとプールして置いちょきますと、それが5年も10年も置いちょきましたということにはつながらない。その辺りのところは十分考慮してやってください。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○仲小路委員

おはようございます。よろしく申し上げます。

昨年10月に通級指導教室に質問した際に、設置されているのは小学校3校、中学校3校でしたが、その後に変更はありますでしょうか。

○原田学校教育課長

変更がございまして、今年度より通級指導教室につきましては、小学校5校、中学校3校での設置となりました。

以上でございます。

○仲小路委員

その学校名、お願いします。

○原田学校教育課長

今年度、新たに島田小学校、それから三井小学校に通級指導教室が新設されました。こちらには浅江小学校で通級指導を担当している教員1名が浅江小学校での通級指導に加え、三井小学校、島田小学校を週1回巡回訪問し、通級指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それでは、前回確認しましたが、ない学校に対して別な担当の教師が行くという、そういうことがありますけども、このことが今回の成果として現れているということでしょうか。

○原田学校教育課長

こちらにつきまして、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましいということが国や県の方でも言われているところから、そのような成果につながっているものと考えております。

○仲小路委員

分かりました。今後これを増やすとかいう、そういう計画はございませんでしょうか。

○原田学校教育課長

この通級指導教室の設置につきましては、山口県と検討を重ねながら配置が決まっていくこととなりますので、こちらとしては希望はしていきたいとは考えております。決定については山口県の決定になるかと思えます。

○仲小路委員

分かりました。また今後ともよろしく申し上げます。
以上です。

○西村委員

それでは何点か質問させていただきます。一般質問の答弁の続き、一部時間の都合で聞けなかったところがあるので何点かお伺いをしたいんですけれども。

小中学校の児童生徒に一人一人配られているタブレット端末について、それにまつわることで質問させていただきます。

一般質問の答弁の中で、それぞれの学校に導入されているタブレットで、標準的に使用している機能であったり、アプリについては御説明を頂いたと思うんですけれども。今後授業の内容や学校の先生の使い方などによっては、授業で新規に違うアプリケーションを使用したいというふうな場合が考えられると思うんですけれども、そういった新しいアプリというものをインストールすることができるのかどうか、その辺りをお伺いいたします。

○原田学校教育課長

そのような新たなソフトウェアのインストールの依頼が学校からあった場合、インストールは可能となっております。その場合は学校長から、市教委にソフトウェアインストール許可願を提出し、その内容等を審議しながら許可を行っていくことになっております。

○西村委員

一定の手順を踏んで、許可が出ればアプリケーションをインストールすることができるということで理解をいたしました。

それから、タブレット端末の本体についてなんですけれども、自分の例えばスマートフォンとかで二、三年使うと大体バッテリーの寿命が来て、結構大変な思いをするかと思うんですけれども。使用頻度によってももちろん異なってくるとは思うんですが、バッテリーを中心に今後メンテナンスが必要になってきたり、場合によっては部品本体の交換が必要な場合というのが出てくるかと思うんですけれども。そういった事象に対しての備えというのはどのようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○吉永教育総務課長

タブレット端末に不具合が発生した場合の備えについての御質問を頂きました。本市の端末につきましては、5年間の長期リース契約をしております。議員御質問の劣化によるバッテリー消耗等の不具合が発生した場合についても、どのように対応するか導入時に考慮しております。

その際、導入事業者からは、故障等に対する包括的な端末補償提案を頂いておりますが、バッテリーの消耗度合いは使用状況や頻度などによって端末ごとに差が生じると考え、全ての端末に包括的に補償することは、費用対効果の面で不利になると判断し、現在導入していない状況でございます。したがって、端末に不具合等が発生した場合は、個別にその都度修理や交換等の対応をしている状況でございます。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。費用対効果、端末も相当台数があるでしょうから、補償ということになると補償の費用がやはりかかるというところだろうと思います。個別に対応していくということで理解をいたしました。

最後もう一点、一般質問の答弁の中で教員のITレベルの担保的な意味合いで授業用スタンダードという言葉が出てきたかと思うんですけども、これについて少し具体的に教えていただけますでしょうか、お願いします。

○原田学校教育課長

授業者用スタンダードについてのお問合せを頂きました。教職員のICT活用指導力につきましては、平成30年3月に文部科学省から示されたICT活用指導力向上研修実施モデル等に示されているところでございます。

その中に示されております主体的、対話的に深い学びのためのICTの効果的な活用場面の一般的な例、これを本市が導入いたしました学習者用タブレット端末、授業支援アプリケーションなどのICT環境に置き換えた場合の活用方法の到達基準としてまとめたもの、これが本市の授業者用スタンダードということになっております。

例えばタブレット端末に標準装備された機能を用いて、資料を大型テレビに投影して子供たちの関心を高めることができる、あるいはカメラの機能を生かして自分の動作や音読などを撮影、録画し、分析したり振り返ったりする活動を仕組むことができるといった活用方法、授業支援アプリケーションを活用する場面でのワークシートの共有機能を持ち、複数の児童が同時にシートに書き込みながらグループごとに発表資料をつくり発表したりすることができるといった、どのような機能を用いてどのようなことができるという形で、授業の場面や学びの要素などに合わせた20の項目を構造的に示したものであるということになっております。

現在は案の段階でございますけれども、そちらを用いて教職員のICTを活用した授業改善の指標となるように実践事例を蓄積して教職員が共有できるようにするとともに、目的を明確にした活用方法を試すことができるようにしていくことと考えているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました、ありがとうございます。20の項目に対して、それぞれ具体的にスキルを上げていく、そういったものが段階的に今整備をされているというところかと思いません。

本当にタブレットの使い方であったりとか、本当に使い方が多様化して、今後も多様化してくると思いますので、順次そういったものも今も案の段階ということですがけれども、変化に応じて柔軟に対応していただければと、こういうふうをお願いをいたしまして終わります。

○中村委員

何点か質問させていただきます。

最初に職員の方の氏名や顔写真の表示についてちょっと質問させていただきます。

図書館、市民ホール、文化センター、ふるさと郷土館、スポーツ公園等の職員の方々の氏名や顔写真を窓口のところに表示というのはしないのでしょうかということ、掲示がないと市民の方が困る場合もあるのではないかとということ。ちなみに、伊藤公記念公園には表示があるというのは把握しておるんですけれども、その他のところはいかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○眞嶋図書館長

それでは、図書館についてお答えします。

職員の氏名や顔写真を窓口に掲示してはどうかとの御質問ですが、市役所本庁などはレイアウト的に窓口から職員が確認できるため、掲示の意味が大きいと思われませんが、図書館は執務室と図書館フロアが独立した部屋になっており、窓口から執務室の職員が確認できないため、窓口表示はせずに職員の名前は名札で確認していただくことで対応しております。

以上です。

○国広文化・社会教育課長

私どもの課が所管しておる施設については、指定管理者が常駐する施設ということでございます。設置については指定管理者と状況を把握しながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○三好体育課長

スポーツ公園についてお答えいたします。

スポーツ施設の利用者からは掲示についての御意見等はございませんが、市民サービスの向上の観点からスポーツ公園の指定管理者である光市スポーツ振興会へ御提案をさ

せていただきたいと考えております。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。様々なところで、いろいろ対応していただけるということで、現在名札で対応というところと指定管理者の方と連絡を取りながら対応していくということで分かりました。ありがとうございます。

その次、一般質問で取り上げさせていただいた、いじめの件についてなんですけれども、答弁で光市においては、年度においてちょっとばらつきがあると、いじめの件数にばらつきがあるということで、今のところ重大な事案はないということをお聞きしましたが、いじめの内訳についてちょっとお聞きしたいなと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

○原田学校教育課長

いじめの内訳についてお問合せ頂きました。近況値である令和2年度の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査に対する市立各小中学校の回答を見ますと、「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」というものが最も多く全体の51.2%、次いで「軽くぶつかられたり遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりする」が15.2%、続いて「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする」が12.0%となっているところでございます。

なお、「パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる」ということにつきましては、小学校がこの年はゼロ%、中学校が5.7%となっており、全国の割合をそれぞれ下回っているところでございます。

以上でございます。

○中村委員

ひやかし、からかい、脅し文句、嫌なことを言われるというのが半分ぐらい、結構多いということで、いじめは本当になくなっていかなければならないと思ひますし、これからも昔からもあるので、本当ゼロになるというのは難しいことかもしれませんが、極力本当になくなっていく、もうゼロに近づけていくということを念頭に置いて、今後とも取り組んでいただけたらと思ひます。

その次に、不登校についてなんですけれども、まなびばひかりについてなんです、職員の方の構成なんです、どのような方々で構成されているのかというのをちょっと教えてください。

○原田学校教育課長

今年度5月に開所となりましたまなびばひかりでございますけれども、その職員につきましては光市スクールライフ支援員が兼ねておまして、この構成員のほうは元教員が3名、元養護教諭が1名、教員免許保持者が1名の計5名で構成されております。

そのうち元教員の1名をセンター所長、1名を副所長としているところでございまして、全体の男女バランスは男性が2名、女性が3名となっているところでございます。以上でございます。

○中村委員

分かりました。今のところ5人ということで構成されているということでございますが、その支援員の方の人数がもし、今まだ始まったばかりでございますから、不足した場合というときの対応は考えられていらっしゃいますか、よろしくお願ひします。

○原田学校教育課長

まなびばひかりが開所いたしましてから現在までの利用状況を考えますと、現在のところは運用に支障がないものと考えているところでございますけれども、今後スクールライフ支援員による支援のニーズが高まったり、あるいはまなびばひかりの利用者の利用回数や利用時間が伸びたりするという可能性も考えられます。

まずは、現在の運用により、これまでの人数や場所の中で対応していくことと考えておりますけれども、今後の状況によってはまた検討の必要があるかと考えているところでございます。

以上でございます。

○中村委員

まだまだ始まったばかりということで、今後どうなるか分からないところではございますし、いろいろな不登校になる事案によって、いろいろな理由とかも様々な理由もあると思います。いろいろ男女間においても男によって、また女性によっても違うかもしれないし、年齢によっても差があるかもしれないし、いろいろな理由があると思いますが、様々な対応を迫られると思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上です。

○河村委員

今のちょっと続きを聞かせてください。先ほどいじめのところ、令和2年、ひやかしやからかいが51.2とか、ぶつかり、たたくが15.2と、こう言われたんですが、実数をちょっと教えてください。

○原田学校教育課長

令和2年度の問題行動、不登校と生徒指導上の諸課題に関する調査の光市の先ほどパーセントのほうで示させていただきましたけれども、件数については最も多かったものについては64件となっております。

以上でございます。

○河村委員

いじめの件数が結構低かったと私は認識したんですが、総数で言うたら64件が51.2%ということでもいいんですか。そうすると120何件はいじめの認識があったというふうになりますが、実際には総数で幾らだったです。

○原田学校教育課長

申し訳ございません、お待ちください。

○河村委員

後ほどでも別に構いませんのでええんですが、不登校が小学校で16人、それから中学校で54人というふうに発表されたと思うんですが、まずは最初に不登校の定義ですね。どの程度の要は連続性があるとか、そういったものについて認識されているのか。

○原田学校教育課長

不登校につきましては、年間で30日以上欠席がある児童生徒ということになっております。

○河村委員

年間30日ということで、連続性については関係ない。

○原田学校教育課長

年間で30日、累計でということでございます。

○河村委員

年間で30日といっても結構な数字なんですが、この小学校、中学校の今不登校と言われた方は、どの程度の今の出席率なんですか。

○原田学校教育課長

それぞれの出席率につきまして、個別にかなり異なっているところでございます。ほぼ学校に来ることができていない児童生徒もおりますし、また30日ぎりぎりという児童生徒もいるところでございます。

○委員長

例えば割合がどの程度かとか。

○原田学校教育課長

それぞれの欠席の日数で申しますと150日から190日欠席しているものが18名、110日から150日欠席しているものが14名。30日から70日欠席しているものが25名ほどの割合になっております。

以上でございます。

○河村委員

全体的には結構不登校と言われる人は欠席状態、家庭にひきこもりのなというようなケースなんだろうと思うんですが。以前、学校でちょっと話を聞いたときに、要は授業にも問題のあるような子供たちに対応する中で、いやいや1週間に1回ぐらい出席したんでええというような話もあったりしたんですが。

要は生徒指導の中で、どういうふうな指導の仕方というんですかね。私は義務教育じゃから常に学校に来ることが大事だと。その中で社会習慣を身につけるといのが大事だというふうに思っておりましたので、ちょっとそういう話を聞いたときに、こういう形で社会習慣がつくかなと。高等学校行けずに就職をしたりしたときに、朝起きて夕方まで働くとか、そういった習慣に身につくかなというふうなちょっと感じたことがあったもんですから。

不登校と言われる人が大した数じゃない、今この中身で言えばですよ、ほとんどがひきこもりという状況ですから。だけどもっと、今ひきこもりの人が年を取って、どうやって社会に引っ張り出すかというのが一つの問題になっているわけですね。そういうのを小さいときからそういった習慣づけをするための動作が要るような気がするんですけどね。そういった指導面についてはどうですか。

○原田学校教育課長

不登校の児童生徒に対する支援の在り方についてのお問合せかと思えますけれども、委員仰せのとおり、やはり学校という場で子供たちが学ぶことによって身につけられる社会性であるとか、そういった類いのものというのは大変重要であると考える一方、子供たちそれぞれの進捗でそういったものについても身につけていく必要があることから、現在では文部科学省からも、学校への復帰というのが最終的なゴールと考えるのではなく、将来の社会的自立というものを最終的なゴールになるようにということで、そのための支援を行っていくということが大切とされておまして、現在ではそれに従った学校での支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

以前に比べれば、そういった数字がよくなっていることは間違いないんですが、ただ、学校全体で見たときに、そんなに急激に変化があるとは思えないんで、中身の濃い子供に対する対応を考えていただいたらというふうに思います。

それから学校給食センターで、この間3月にもちょっとお話をしたんですが、要は収納ですね。今、4、5と2か月ちょっとやってきたわけですが、大体月々の金額とそれから収納状況についてお話を頂けますか。

○高橋学校給食センター所長

学校給食費の納期というのが5月から翌年の3月までの全11期ということになってお

りまして、4月は納期がございませんので、5月につきましても昨日督促状の発送というものを行ったばかりでございまして、収納率というものはまだ確定しておるものはないんですが。参考までに先週末までの速報値であれば、96.05%というところがございます。

以上でございます。

○河村委員

96.05%というのは総額で幾らですか。

○高橋学校給食センター所長

総額で申し上げますと1,557万1,301円に対して1,495万6,773円でございます。

以上でございます。

○河村委員

4月分について今回の収納結果だというふうに捉えていいんですね。

○高橋学校給食センター所長

5月分でございます。

○河村委員

あ、5月分。恐らく今まで学校でやっていたことがセンターでやることで、恐らく大変なことがたくさん起こると思います。適切に対応をしていく以外にないので、督促を要は出すことはやむを得ないですし、これが何か月か続いたときの状況というのはどういうふうにお考えですか。

○高橋学校給食センター所長

先ほども申し上げましたが、督促状につきましては、昨日、6月20日に発送するところと送付をさせていただいたところですので、今後の話ということになりますけれども、発送して以降納付がないということであれば、当然文書、電話、それから臨戸による催告というような形で適切な徴収業務に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

適切な対応をお願いしたいというのは、当然臨戸なんかも必要ですが、それ以外の問題もありましょうから。最近、なかなか臨戸訪問とか夜間とかいうのを今市はやっていないんですよ。だから、その辺りのこともよう考えながら、それじゃが適切に収納を図らんやいけませんので、その辺りの対応をお願いしたらと思います。

それから、もう一点、部活の話がありまして、土日とか地域にという話があったんですが。ちょっと都会と田舎では子供たちの状況、学校の状況で全く今違うんで、地域に

じゃということで放たれても、地域でそれが対応できるのかどうか。いや、土日は学校やりませんからねと言われたことが全部地域にかぶさってきたときに、じゃ、家庭のままで、そういった地域のサークルに出ていくときの負担の問題であるとか、いろんな問題が出てくるんですが。そういったところにまで対応をされようとしているのか。

それから、もう一つは、部活と言いながら中学校の場合でも、全国大会とかね、中国大会というのがあるわけですが、今までは部活の人たちが集まって試合をして、そこから出ていったんで全く異はなかったわけですが、今新しいタイプもう始まっていますので、クラブチームとの大会、合流がやっていますから。そうすると今までの部活では考えられないような状況が起きているんですよ。

個人の人オリンピック行ったりするには、実績を積むためには必要なのかも分かりませんが、部活があくまでも学校の延長線上であるとするならば、その部活に打ち込んでくるような人もおるわけですよ。その辺りの対応含めて、ちょっとどういうお考えなのか、方針を先にお話できますか。

○原田学校教育課長

運動部活動の地域移行についてお問合せを頂きました。この運動部の地域移行につきましては、スポーツ庁の有識者会議、運動部活動の地域移行に関する検討会議が提言をまとめまして、今月6日にスポーツ庁長官に提出がなされたところでございます。

スケジュール感といたしましては、令和5年度よりまずは休日の運動部活動から段階的に地域移行を開始することを基本として、3年度の令和7年度末を目途に実現を目指すこと、平日の運動部活動の地域移行については、できるところから取り組むこと等が示されているところでございます。

現在、山口県においても、山口部活動改革推進協議会が設置され協議が行われるとともに、県内3か所の実践調査拠点地域の実証研究の成果等課題を共有しているところでございます。

今後は、地域の実態に応じた取組を前提としながらも、基本的な流れは県内全体で一定の歩調を合わせる方向で進んでいくものと考えているところでございます。

この提言の中では、幾つか課題も示されておりまして、例えば先ほどございました大会の在り方でございますとか、新たなスポーツ環境でありますとか、これが学校の教育活動に関連づけられたものとなるのか等、学習指導要領等の内容についても課題であるとされておりまして、この辺りについては今後検討がなされていくものと考えているところでございます。

本市においては、現在教育開発研究所において、光市の実態に即した中学校部活動の在り方について調査研究を行うことと考えておりまして、各学校の部活動や地域のスポーツ環境に関わる実態の把握や関係者の移行調査も進めながら、様々な観点からよりよい方策を検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

もう議論は、2020年から始まっている話の中で、現状把握はもう済んでいるんじゃないんですか。現状把握の中で、あまりにも動かないんで、今のスポーツ庁のほうからこうだという最終決定のような通知が来たわけですが、方針、市としてどういう方針で取り組もうとするのか、今の部活の先生によって、やる気のある先生ならどうぞやりんさいという、その在り方が学校にうまく合うのかどうか。

部活そのものについて、今までいろいろな話もしましたよ。今中体連の在り方の問題が一番大きな話なんで、その辺りについて方針がしっかりして変わっていかないと、最終的には子供が迷惑な話なんですよ。地域でいろんな、じゃクラブ活動に出ていこうといったときに、お金が負担かかりましたとか、そういった話が負担になるということでは具合が悪いんで。やっぱり大きな市としての指針が必要だと、こう思うんですがね、その辺りについては今からなんですか。

○原田学校教育課長

委員仰せのとおりで、やはり子供たち、それから保護者の方々、地域の方々に今あるスポーツ環境等と極力変化がないような形で提供をしていけるように、その地域移行というのを進めていく必要があるということもうたわれておりますので、そのような観点から、今後検討していくこととしているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

今、学校が地域枠がなくなったので、選択制を含めて部活があるとかないとかで子供たちが移動しておった現実があるわけです。

そういったものが、じゃあ、クラブチームのしっかりしたのがあれば、そういったものも防げたかも分かりません。

子供を中心に、ぜひ在り方を含めて検討いただいて、早めにその指針を出していただいて、そういった中で、地域任せというんじゃないくて、教育委員会でどれだけフォローができるのか。そのあたりについて、しっかり御議論をいただいて、この話が出てから、そういったスポーツ団体の中でそういった議論があったというふうには私が記憶しておりません。学校だけの問題じゃなくて、そういったスポーツ団体、ボランティアの問題も含めて、しっかりした環境をつくっていかなくちゃいけないと思いますので、そういった対応をぜひお願いしたいと思います。

それから、私の本会議のところで、文化振興財団の話をさせていただきました。

ふるさと郷土館の、要は備品とそれから実際の収納品といいますか、美術品といいますか、そういったものを台帳で整理をしているわけですが、備品にしてしまうとそういった償却期間が過ぎると処分をされる。あるいは処分をしても分からないという状況になるんです。

そういったことで、しっかりした備品じゃなくて収集品としての扱いが必要だというふうに話をしたんですが、どうも前向きな結論になっていなかったんですが、要は経理の在り方が適切であるかないかという判断を含めて、誰がどのようにするんでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

ふるさと郷土館の市の備品ということで、船筆筒等管理をしております。

こちらのほうにつきましては、什器備品、棚とか机とは違いまして減価償却をしない備品ということで、整理している状況でございます。

貸し出している船筆筒等についても、備品台帳の個数と照合しながら適切に管理している次第でございます。

以上です。

○河村委員

大体、分かっちゃおるんですが、例えば昨年の決算のときにいろいろお話をさせていただいて、本会議では答えられずに後で備品台帳を整理していますと、こういう話だったんですが、その後、それじゃあ理事会等でそういったものの是正に向けて、何か歩みみたいなものがあるんでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

今年度について、理事会等開催される予定となっておりますので、そういったところで備品の管理、館蔵資料の整理、そういったものを適切に行っていくような形の発言のほうはしていきたいと思っております。

以上です。

○河村委員

よろしく願いいたします。終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

さっき、同僚委員と関連するところが多いんですが、給食センターのところで徴収のお話があったんですが、収納率が96.1か何か、そんなお話だったと思うんですけど、結果、公会計となって一番心配されるのは徴収の部分も当然あるんですけど、学校から代わってやっていただいた側面がありますので、その部分の負担が給食センターに来ていると思われるんですけど、事務部門の人数も含めて大変ではないかと思うんですが、その辺のところは、正直なところいかがですか。

やっぱり、さっき隣戸訪問みたいなお話もありましたけど、本当にそういう部分を少ない人数、どのぐらいか分かりませんが、やっていくというのはなかなか厳しい話ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○高橋学校給食センター所長

答えにくい部分もあるんですけど、今、私も含めて3名の職員でっております。

その中で、1名ほどが納付書の発送とかそのあたりを担っているというところがございます。

収納で隣戸を云々という話もありましたが、当然、1人にやらせるということではなくて、私も含めてそのあたりは協力しながらというところを考えています。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、納付書を発送した後、督促状第1期分が出たばかりのところがございますので、今のところ収納に関して大変という部分はございません。

ただ、今後そのあたりは多少発生してくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

心配をしているところです。それだけです。

それと、図書館とか文化センターについてちょっとお尋ねをいたしますが、例えば文化センターなんかですと、展示をされたり出品をされる方から、Wi-Fiの設置についての御要望をいただいているんですが、要はそういうことを活用して展示の雰囲気づくりをしたいとか、そういうお話でございましたので、新たに館長も含めて替わられておられると思いますので、その辺の部分ありましたら、図書館とか文化センター等のWi-Fi導入についてはどのようなお考えでしょうか。

○眞嶋図書館長

それでは、図書館へのWi-Fi導入のお尋ねですが、県内13市の主要図書館中、10市がフリーWi-Fiを導入していることから検討してきましたが、来館者の主な目的は本の貸出し、読書やリファレンス、または静かなスペースで学生等が学習することにあります。

現状、図書館の収容能力を考えた場合、フリーWi-Fiを目的とした来館者が長時間スペースを占有できる余裕がないことから、導入を見合わせているところですが、引き続き前向きな検討は続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○国広文化・社会教育課長

文化センターのWi-Fiについては、現在導入はしておりません。各施設の利用の種別や設置時のコスト、それから設置後の通信料等のランニングコストなど、様々な課題や問題、理由があろうかと思えます。

また、公共施設のWi-Fiということで、多数の公共施設があろうかと思えますけれども、こういったところの公共施設で一定の方向性等が出されれば、設置を積極的に行っていきたいと思っております。

以上です。

○森戸委員

まちづくりという観点で、都市と地方都市を比べて最低限のインフラだと思いますので、こういうところが最低限整っていないとなかなか定住とかそういう部分、結びついていかないと思いますので、最低限のサービスだという認識でお考えいただけたらと思います。

ここの部門ではないでしょうけれども、最低限のサービスなんだという御認識をいただけたらと思います。

それと、今年度の予算の中で、学校における働き方改革で、留守番電話を島田中に設置しますみたいなお話があったと思うんですけど、それはどのような形になりましたか。それと、導入をされていけば、成果なり、効果なり、その辺のところ分かればお示しください。

○原田学校教育課長

学校における働き方改革に関する留守番電話の設置に関してですけれども、令和4年度につきましては、島田中学校区においてこの留守番電話装置を試行的に設置し、さらに検証を進めていきたいと考えているところです。

スケジュールといたしましては、7月にかけて保護者への案内文やPTA総会等を通じた保護者への留守番電話設置の周知等を計り、7月下旬から夏休み期間に機器の設置及びテスト運用、夏休み明けの9月から運用開始というペースで進めたいと、現在考えているところでございます。

○森戸委員

これ自体は、島田中校区以外は入っているんですか。その辺のところも分かれば。

○原田学校教育課長

令和2年度に室積小学校、中学校に留守番電話を導入しておりますが、2回目については島田中学校区ということで、まだ他のところには入っておりません。

以上でございます。

○森戸委員

次いでなら、効果について聞いたので、導入しているところでは働き方改革に何らかの効果があったんですか。

○原田学校教育課長

室積小学校、中学校に問い合わせますと、留守番電話を設置することで時間外に発生する新たな業務が減少して、教職員の精神的なゆとり等につながり、19時以降に滞在する教職員が減少しているという効果はあると伺っております。

○森戸委員

留守番電話を導入するのがそんなに難しい話かなと思うんですが、9月までかかると

ということですが、そういう効果があるのであれば早めに設置をしていただけたらと思います。

それと、部活のお話で、大分重なるところがあるかと思いますが、少しお尋ねをさせていただけたらと思います。

さっきも話がありましたが、部活動は教育課程なのかどうなのか。その辺のところからお願いします。

○原田学校教育課長

中学校の部活動に関しましては、学習指導要領上は教育課程外の学校教育活動と位置づけられておりますが、体育に関する指導については、積極的に運動する生徒とそうでない生徒の二極化傾向が指摘されていることなどから、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、現在及び将来の体力の向上を図る実践力育成を目指し、生徒が自ら進んで運動に親しむ資質、能力を身につけ、心身を鍛えることができるようにすることが大切である。このため、教科としての保健体育科において、基礎的な身体能力の育成を図るとともに運動会、遠足や集会などの特別活動、運動部活動などと教育課程外の学校教育活動などを相互に関連させながら学校教育活動全体として効果的に取り組むことが求められているとされているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

体育という部分だけだろうとは思いますが、教育課程との関連が図られるように留意するということだと思います。

光市では、中学校では部活動は全員加入なんですか。今後は。民間の委託といいますか、地域クラブ等になった場合はどうなるんですか。

○原田学校教育課長

市内の中学校における部活動の加入についてですけれども、令和4年度現在、1年生全員に部活動への加入を勧めている学校はございますけれども、その学校についても任意加入を検討しているところであり、部活動への強制的な全員加入を求めている学校はないものと考えております。

地域移行した後のということでございますけれども、そちらについても任意での加入ということになるものと考えられます。

以上でございます。

○森戸委員

任意にするところと入るようなところもあろうかと思いますがけれども、部活に入らないと内申点が下がりますか。今、その内申点があるのかどうか分かりませんが、一般的な話として評価が下がるのかどうか。

○原田学校教育課長

内申点というものは、これは一般的にはということになるかと思いますが、各教科の評定合計のことを指すものと考えられます。

この場合は、教科の学習の評定であることから、部活動が影響することはないと考えられます。

以上でございます。

○森戸委員

重なりますが、23年度から公立中を中心に休日の部活を段階的に地域の民間組織に移行させる方針であるということで、スポーツ庁は25年度末までの3年間に全都道府県で推進計画を掲げる見通して、地域クラブの整備や、指導者や施設の確保、そういう部分は大丈夫なんですか。

それと、料金とかそういうものが必要になるのかどうか。その辺のところをお願いいたします。

○原田学校教育課長

先ほどのお問合せの中でも回答させていただきましたが、現在運動部活動の地域移行については、調査研究を進めているところでございまして、運動部活動の受け皿となるスポーツ団体や指導者、施設等についても関係各課と協力しながら実態の把握を進めていきたいと考えているところでございます。

地域スポーツにおける会費につきましては、先ほど御紹介しました提言の中には、これまでの部活動は教師が指導になっているため、指導料が生じず、比較的低廉な額となっているが、地域のスポーツ団体等でスポーツを行う場合は会費の支払い等が生じることも示されているところではございます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。会費を払う可能性があるということですね。

2020年に内閣府が、中学2年生とその親に実施した全国調査があります。部活や地域のスポーツクラブ移行を尋ねたところ、二人親世帯は参加をしていないが13.1%、独り親世帯は23.9%、不参加の理由は費用だということであります。

学校の手を離れば、教員がボランティアになっていた指導者を有償で確保しなければならなくなるかと思いますが、地域移行でそういうふうな会費、月謝等が発生すれば格差が出てくるのではないかと思いますので、その部分については公的な支援というものが考えられるのかなと思いますが、その辺は、想定は今のところどうなっていますか。

○原田学校教育課長

提言のほうには、保護者にとって大きな負担とならないよう、中学校等の生徒を対象

とするスポーツ活動を行う団体等に対して、学校等の施設について低廉な額での利用を認めたり、送迎面で配慮したりするなど、地方公共団体や国からの支援を行う必要があるとされているところでございます。

加えて、経済的に困窮する家庭においては、地域のスポーツ団体等への会費を支払うことが難しく、スポーツ活動に参加できないことも想定される。家庭の経済状況等にかかわらず、誰でもスポーツに親しむ機会を確保することは重要な課題とされているところであり、例えば各地方公共団体において、こうした家庭に対するスポーツに係る費用の補助や地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組を進めることが考えられる。

このような各地方公共団体での取組に関し、国による支援方策についても実現に向け検討する必要があるとされているところでございます。

こういった国や県の支援方策等の動向を注視しながら、光市の在り方についても検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

よろしくをお願いします。

それと今、体育のお話は聞きましたけど、文化活動、文化部の活動です。その辺はどういうふうにするのか。実際に受け皿というのか、そういうものがあるのかどうか。文化部自体はその辺のところはいかがですか。

○原田学校教育課長

文化部の地域移行につきましては、こちらは文化庁の文化活動の地域移行に関する検討会議というところが、現在のところで5月11日までに3回の検討会議が行われておりまして、今後運動部活動と同様に、提言が提出されることとなっているものです。

それらの動きを注視しながら、運動部活動と同様に受け皿等に検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

スポーツのほうと同時とか、そういうことでもないんですか。その辺がちょっと分からないので教えてください。

○原田学校教育課長

運動部についてはスポーツ庁、文化部については文化庁が進めており、その時間差はございますけれども、光市が対応するときにはどのような形になるかということについては、これから検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

要は、教員の負担をなくそうということですから一緒なのかなと思っていたのですが、そういう方針が出てこないかと光市としては考えていかないんですか。上から来るのを待っているんですか。その辺はどうなんですか。

○原田学校教育課長

文化部につきましては、運動部とは異なる様々な難しさ等も考えられることから、そのような提言であったり、あるいは県の動きであったりというものを注視しながら、市としても対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

様々な難しさとは何なんですか。

○原田学校教育課長

実際に、運動部というものにつきましては種目というものがはっきりしておりますけれども、例えば文化部を考えますと、現在でも各校に様々な部活動がございます。同じ美術作品等を扱う部活でも様々な呼び方があったりジャンルがあったりというところがございますので、運動部のようにきれいに整理ができるかどうかという難しい側面があるかと思ひまして、そのような言葉を使わせていただきました。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。地方都市ほどそういう受け皿といいますか……がないのが現状だと思いますので、吹奏楽とかいろんな音楽活動も含めて施設自体もないとか、指導者もなかなか少ないんだろうと思いますので、その辺もしっかり考えていただけたらと思いますので、これ、今後の課題ということで、私もちょっと研究させていただけたらと思います。

少し、一般質問の続きの部分がございますけれども、東荷と塩田小学校、複式学級があるところですが、東荷、塩田はいつから複式学級なんですか。合併後は分かりますが、その辺のところは分かればお示しいただけますか。

○原田学校教育課長

東荷小学校、塩田小学校の複式学級についてのお問い合わせでございますけれども、東荷小学校においては平成10年から2年生と3年生で複式学級がスタートいたしました。

それから、塩田小につきましては、平成9年から3、4年生において複式学級がスタートしたと認識しております。

以上でございます。

○森戸委員

合併前から既にこのような状況だったというところを聞いて、今、びっくりしたわけなんですけど、現在、東荷小で3学級の18人、塩田小で20人の3学級というところなんですけど、学年別の生徒数をそれぞれお願いします。

○原田学校教育課長

令和4年5月1日現在の児童数ということになりますけれども、東荷小学校が1年生4名、2年生3名、3年生2名、4年生3名、5年生2名、6年生3名の計17名になります。

続いて、塩田小学校でございますけれども、塩田小学校のほうが1年生が1名、2年生が1名、3年生が3名、4年生が2名、5年生が6名、6年生が2名の計15名となっております。

以上でございます。

○森戸委員

学年別に見ると、なかなか深刻な状況といたしますか、たったこれだけの生徒数で、現状いろんな工夫をされているとは思いますが、タブレットとかコミュニティー・スクールとかいろいろあろうとは思いますが、あまりにもこの数の少なさというのは、やはり私は問題ではないかなと思います。

それが、合併前の平成10年から続いている状況が今もあるということに、私は本当に驚きであります。

編入の課題について、もう1回、私は編入を、建物が建つまでには時間が大分かかると思いますので、編入という形で、今、いる生徒を救うということが大事ではないかなと思いますけど、編入の課題をいま一度お願いします。

○吉永教育総務課長

ただいま、委員からは編入の課題ということで御質問をいただきました。

先日の一般質問の際にもお答えはさせていただいておりますが、まず編入というところの定義というものを整理をさせていただきたいと思っております。

編入につきましては、別の学校にある学校から児童が籍を移して、その学校の児童として学校教育を受けること。つまり、事実上学校の統廃合という形で進めていくものでございます。

したがって、学校の統廃合ということであれば、制度上の様々な準備が必要になってまいります。

具体的には、一番大きな部分でございますが、これまで各小学校で行ってきた魅力ある学校づくりを1つにまとめるもので、新しい編入後の学校で、どのような学校をつかっていくのかといういわゆる基本理念や教育課程など様々な視点での調整、共有が必要になってまいります。

また、PTAや学校運営協議会といった組織等の統合や、これまで地域と進めてきた魅力ある学校づくり、総合的な学習を取り入れたような学校の取組、伝統行事の継承な

ど、様々な視点での調整が必要になってこようかと考えております。

そうした視点から検討していく過程には多くの時間、いわゆる地域の方や保護者の方への丁寧な説明と協議が必要になってこようかと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

様々な手法も含めて、いろいろあろうかと思うんですが、私はこの状態をこのままにしておくというのはやはり問題だと思います。もう、補えるとかというレベルではないんじゃないかなと思います。

一般質問でも、子供たちの最善の利益というふうに申し上げましたけど、これ国連憲章で指摘をされている部分です。日本は批准をしていますが、非常にこの分野で遅れているというふうに指摘をされております。

複式学級の状況を見たとき、私はまさしくこれ、そういうふうな状況じゃないかなと思いますので、ぜひいろんな課題はあろうかと思いますが、一刻も早く、ほかの光市内の生徒たちと同じような環境でできるようにやっていただきたいと思います。

年間の授業日数は200日ということだと思いますけれども、要は社会性を身につけたり、集団での活動とかそういう部分が一番大きなこういうところの課題、学校の課題だと思うんですが、どのぐらい集合して学習するということでしたか。

たしか、200に対して1割ぐらいの間隔だったかと思いますが、その辺はいかがでしたか。

○原田学校教育課長

昨年度につきましては、議会の答弁でもございましたかと思いますが、コロナの影響等、ちょっと集合できない機会もございましたのでオンラインが中心となりましたが、委員仰せのと通りの割合であったと認識しております。

○森戸委員

そういう、ほかの学校に編入とか、そういうところができないのであれば、これを高めるというのが一番大きなことだと思いますので、ぜひこの状況を解決していただきたいと切にお願いいたします。

以上で終わります。

○小林委員

何点か御質問をさせていただきます。

まず、1点目としましては、世界的に新型コロナウイルスの感染者数というものが減少していて、オミクロン株の流行というのも終息に向かっている。こういう状況から、欧米諸国というところについては流行対策の大幅な緩和というものが進んでいて、日本においても新型コロナと共存しながら社会や経済の再生を進める、こういう動きが見られています。

そのような中で、学校行事におきましても新型コロナウイルスの感染対策を万全に行った上で行事を再開する、このような動きが見られています。光市におけるいわゆる行事の再開の基準、こういうものについてお示してください。

○原田学校教育課長

新型コロナウイルス感染症対応へのお問合せと思います。

この対応につきましては、本市においても学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式、これ最新のものが2022年度の4月1日にバージョン8が出ておりますけれども、それに準じて行っているところでございます。

現在は、市立小中学校においては、地域の感染レベルをレベル2として、それに応じた行動基準の中で教育活動を行っております。

この地域の感染レベルにつきましては、基本的には山口県教育委員会が県立学校に対して示すレベルに準じつつ、本市の感染状況を勘案して各小中学校に示しているところでございます。

この地域の感染レベルについては、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言における分類に照らし合わされているところでありまして、レベル2については、新規陽性者数に増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始めているが、段階的に対応する病床数を増やすことで医療が必要な人への適切な対応ができていく状況と定義づけられているようでございます。

現時点で、まだ予断を許さない状況が学校のほうで続いているところもございまして、地域の感染レベル2につきましては、収束局面にあつては、感染リスクの低い活動から徐々に実施することとされておりまして、現在は、例えば理科における児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察、それから技術家庭科の児童生徒同士が近距離で活動する調理実習等についても、各校の実情等を考慮しながら、可能なところから実施を始めているところでございます。

お問合せの学校行事につきましては、このマニュアルの中には儀式的行事と修学旅行等における感染症対策等が示されているところでございまして、適切な感染症対策を講じた上で、実情に対して実施することとされておりまして、今後、本市においても実施時期の感染拡大状況や、各校の感染症対策の詳細、それから行事等の必要性等についても行動基準等照らし合わせつつ、校長会等と検討しながら、できる限り実施の方向で進めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

非常に分かりやすい説明で、よくクリアになりました。

やはり、このコロナの状況を踏まえながら、しっかりと感染対策を行った上で行事の再開等も検討されていく。非常に重要だと思っています。

この件については、やっぱり保護者の方も非常に注目が高いというところがございま

して、やはりもっと積極的に行事をすべきだ、あるいは現状維持、もっと慎重にと多様な意見があるんです。

しっかりとかういう意見を聞いていただいた上で、いわゆる管理の基準を基にしっかり行事のところを考えていただきたいというふうに思います。

では、次の質問に行きます。

ここ最近で行きますと、マスクを着用の下で運動を行って熱中症で搬送される児童生徒、こういうニュースをよく散見します。

先日、文部科学省のほうから体育と部活動活動、登下校時においてマスクを外す指導をするよう、全国の教育委員会などに改めて通知をした。こういうような報道がございました。

光市におけるマスク着用に対する考え方と今後の対応についてお示しをください。

○原田学校教育課長

本市におけるマスク着用に対する考え方のお問合せをいただきました。

委員仰せのとおり、6月10日に文部科学省より、夏季における児童生徒のマスクの着用についての周知依頼がありまして、熱中症のリスクが高いことが想定される体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時には熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導することとされているところでございます。

ただ、このマスク着用の位置づけにつきましては、従前より変更が加わったものではなくて、むしろ熱中症対策を優先して行うようにという指示が出たものと解釈しているところでございます。

本市としては、この国の通知に準じて指導を進めているところでございます。

なお、長期間マスクの着用が日常となっておりましたことから、マスクを外すことに抵抗のある児童生徒がいるという話もありますことから、過日の校長会におきましては、距離が確保でき、会話がないう場合はマスクを外してもよいという指導の在り方から、熱中症リスクの高い場面では、距離を確保し、会話を控えてマスクを外すようにという指導への切替えを依頼したところでございます。

本市も、感染状況を見守りながら、国や県の通知を参考にしたり、福祉部局と相談したりしながら、児童生徒にとってより安全で安心できる環境で教育を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

非常にこちらの説明も分かりやすくクリアになりました。

やはり、いわゆる熱中症対策、いわゆる生徒児童の命を非常に重きに置かれて対策のほうを講じられているということは理解できました。

少し、その報道の中でよく目にしたのは、この個人自体はマスクを外したいんだけど、周りが外さないことによって逆にマスクを外しづらい。そういうふうなこともありますので、ぜひ今みたいな考え方というのはしっかり周知をしていただきたいというふうに

思います。

やはり、このところもマスクのところ、報道の中でよく見ますと、状況をしっかり感染対策をした上なんですけど、先生方が率先して外すことによって、生徒自体もすごくマスクを外しやすくなったというような、そういう報道を少し見たので、ここも少し慎重にしないとはいけないと思うんですけど、ぜひ検討の1つとして考えていただけたらというふうに思います。

以上でございます。

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第31号 令和4年度光市一般会計補正予算（第3号）（政策企画部所管分）

説 明：北川財政課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

人事管理のところで125万3,000円、会計年度任用職員の報酬というのがあるんですが、何のための、どういう仕事をされる人の増員というふうに言われましたか。

○北川財政課長

財産管理事業の125万3,000円のお尋ねでございますけれども、財政課管財係におきまして、財産管理事業を行うための職員の報酬及び費用弁償等でございます。

以上でございます。

○河村委員

財産管理をするに当たって増員をとということですが、何か新たに仕事が発したということですか。

○北川財政課長

説明の際申し上げましたが、昨年度までは再任用職員が在籍しておりました。本年4月1日の人事異動によりまして、再任用職員に代わりまして、会計年度任用職員が配属されたことから、補正を行うものでございます。

なお、人員については増減ございません。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○西村委員

何点か聞かせていただきたいんですけども、まず、情報受発信ツール導入事業についてなんですけれども、現在までの進捗状況と今後の予定についてお伺いしてもよろしいですか。

○藤井情報・DX推進課長

こんにちは。情報受発信ツール導入事業の進捗状況と今後の見通しについてお答えをいたします。

本事業は、LINE公式アカウントに様々な機能を持たせ運用をするため、アカウント運用ツールを構築し、公式アカウントと連携させる必要がございます。例えば、道路や公園遊具の不具合を通報する機能はLINEアプリにはなく、通報機能を持たせた運用ツールと連携することで、LINEのアプリ上で通報が可能となるものでございます。その運用ツールの構築業者を一般競争入札によって選定するため、7月中を目途に、現在、庁内手続を進めているところでございます。

次に、今後の見通しとしましては、業者選定を経て、契約後、8月から9月末にかけてシステムの構築を進めていくと同時に、情報の配信を行う所管部署や、通報を受けるための道路や公園遊具を所管する部署とともに、事務フロー等の整理を行っていく予定としております。

また、ツールのユーザーインターフェースについても、LINE上に表示されるメニューなど、より分かりやすく利用しやすい画面構成を目指し、ワーキンググループやデジタル化推進アドバイザーと相談しながら進めていきたいと考えております。

10月からの利用開始を予定しておりますが、御利用にはLINEアプリ上で友達登録という操作を行っていただく必要があり、利用促進のため、操作方法や配信項目などを記したポスターやチラシを作成し、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。おおむね10月をめどにリリースをしていくということかと思えます。

すいません。それと関連して、ちょっと一点もう少しお伺いしたいんですけれども、今、情報受発信ツールの機能のお話で、写真を撮って異常を知らせていただくという機能のお話が少しあったかと思うんですけれども、この情報受発信ツール、ほかに導入を今、検討をしている機能であったりとか、そういったものが現時点であれば教えていただければと思います。

○藤井情報・DX推進課長

情報受発信機能のほかの機能ということで御質問いただきました。

情報受発信機能では、利用者が写真等とともに、その状況をテキスト文書等で送付してまいります。その写真等に位置情報をつけて送付をいただきます。具体的には、GPSによる緯度経度情報、もしくは、地図上で位置を指定することによる緯度経度情報、こういった情報を送付していただくこととしております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。一旦分かりました。情報受発信ツールの10月にリリースするというこ

とと、通報の機能について分かりました。その中でもさっきちらっと出てきたんですけども、デジタル化推進アドバイザーの件があったと思うんですけども、こちらについても今の現在までの活動状況と、今後どういった仕事をしていただくのか、その辺りを教えてください。

○藤井情報・DX推進課長

デジタル化推進アドバイザーの活動状況と今後の取組について御質問いただきました。

デジタル関連施策を実効性のあるものとするため、国の地方創生人材支援制度を利用し、リコージャパン株式会社の鈴木隆浩さんにデジタル化推進アドバイザーとして支援を受けているところでございます。

デジタル化推進アドバイザーは、これまで週1回程度の支援を受ける旨、御説明してまいりましたが、協定締結に向けた協議を通じて、本市が期待する業務やそのボリュームなどから、月に8日程度の支援をする御提案がございました。予算の範囲内で対応可能であることが確認できましたため、御提案を受け入れております。

具体的な勤務形態は、1週間ごとに水曜日から金曜日までの週3日間は本市において勤務し、本市に勤務していない週においては、自社において一日本市に関わる業務を実施していただいております。本市に勤務しているときには、今年度取り組んでいる事業である行政手続のオンライン化や、LINEを使った情報受発信ツールの導入においては、それぞれ申請データや通報データを受信した後の業務フローについて、効率的に処理できるやり方について支援をいただいております。

また、行政手続のオンライン化では、オンライン申請の利用率向上に向けた施策や、今後対象手続を拡大していくに当たり、対象手続の調査方法や対象手続とするための基準づくりについて支援をいただいております。

そのほか、今年度、試行的に庁内に導入しておりますビジネスチャットツールの導入では、施行に当たり、その評価指標の設定について相談をしているところでございます。

次に、今後の取組についてでございますが、光市行財政構造改革プランに掲げる事業のうち、デジタル関連事業について、課題の抽出やその解決に向けた助言・提言をいただいております。

具体的には、令和6年度までに実施する予定となっております内務事務の電子化・ペーパーレス化について、鈴木アドバイザーからの助言を受け、今年度から対象とする文書の洗い出しや、そのボリュームの把握を前倒しして実施したいと考えており、その実施に向けた作業項目の洗い出しや整理、スケジュールの立案といったことをお願いしているところでございます。

そのほか、行財政構造改革プランに掲げる取組事項について、都度相談をしているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。おおむね分かりました。もともと週1回程度来庁していただ

いてというところが、日数が増えて、よりできることが多くなったという認識と、あと、今後は庁内のペーパーレス化であったりとか、行政手続のオンライン化、その辺りに向けて、具体的な活動とアドバイスをというところかと思います。

説明の中で、何ていうんですかね、来庁するときと、オンラインで一日程度、市の業務をしてもらいますというふうなことがあったと思うんですけども、このオンラインのときはちょっとイメージがつかないんで、どういった働き方をするのか、どういった内容のことに従事するのか、もう少し詳しく教えていただけますか。

○藤井情報・DX推進課長

登庁したときと、オンラインでリモートワークを実施したときの仕事の内容の違いについて御説明いたします。

登庁された際は、先ほども御説明いたしましたような業務について、情報・DX推進課の職員とともに様々な課題について協議を行っております。

一方、自社においてリモートワークを行う際は、本市と接続してオンラインで業務を行ったことは、これまではございません。市で協議した課題を持ち帰り、社内で2人のサブの担当者や協力部門がごさいますので、そういった部門との情報共有を図ることや、一人では解決が困難な事例や専門分野にわたるものについては、サブ担当や協力部門に仕事を割り当てながら業務を進めていっている状況でございます。当初想定しておりました支援形態と比較して、派遣される人材個人の知識や見識にとらわれない、より多角的な支援が期待できるというふうに考えております。

今後、本市が導入しておりますリモートワークシステムを活用した業務形態についてもできないかどうか、調整をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。自社に帰って、いろんな技術的な面のアドバイスであったりとか、より多角的な視点をというところかと思います。いずれにしても、このデジタル化推進アドバイザーさん、一応1年間ということやられてるかと思いますので、本当に様々な業務、効率化も含めて、たくさん検討をすること、していただくことあるかと思いますので、引き続き効果を最大限に発揮されるようお願いをいたしまして、終わります。

○中村委員

数点質問させていただきます。

一般質問において、光市の公共施設総合管理計画に掲載されていない施設や遊具の存在が明らかになりました。公共施設の適切な維持管理の観点から、こういった未掲載の施設には今後どのように取り組んでいけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○岩崎行政経営室長

こんにちは。公共施設等総合管理計画未掲載の施設等についてのお尋ねでございます。

一般質問でお答えしておりますが、光市公共施設等総合管理計画では、市が所有する庁舎などの建物や道路などの生活基盤に係るインフラ・プラント系施設のほか、水道局など公営企業が所有する施設を対象としておりますが、一方で、財政的負担の少ない小規模かつ簡易な施設は、計画の対象からは除いております。

計画対象外施設等につきましても、施設所管課において個別にその必要性を見極めながら、適正配置等のマネジメントに取り組んでいただくよう、機会を捉えて要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。よく理解できました。ありがとうございます。

次に、ネーミングライツについて質問させていただきます。

行財政構造改革推進プランにおいて、歳入の確保と公共施設の運営等の効率化として、施設の魅力向上を図るネーミングライツの導入を挙げていますが、取組というものが進められているのでしょうか。よろしく願いいたします。

○岩崎行政経営室長

ネーミングライツの導入についてのお尋ねでございます。

ネーミングライツとは、本市との契約により、公共施設に企業名や商品名などを冠した愛称を付与する権利をいいます。ネーミングライツを取得した企業等から、ネーミングライツ料としてその対価を得て、施設の維持管理費に充当するとともに、ネーミングライツパートナーとの協働により、施設の魅力向上や地域の活性化を図ります。

進捗状況でございますが、現在、導入に関して指針となるガイドラインの策定が完了しまして、具体的な導入に向けて事務を進めております。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。これから導入されるということは、今分かりました。ただ、具体的にどの施設についてネーミングライツを導入していくのか、もしよければお願いします。

○岩崎行政経営室長

具体的なネーミングライツ導入施設についてのお尋ねでございます。

まず、本市のネーミングライツの導入対象施設でございますが、原則公園、文化施設、スポーツ施設など、不特定多数の市民等が利用する公共施設を想定しており、市役所、出張所等の庁舎及び学校など、その性質上、ネーミングライツの導入になじまないと本市が判断する施設は対象外としています。

現在、導入が見込める施設について、施設所管課と調整を行っており、今年度中にはネーミングライツパートナーを選定できればと考えております。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。公共施設等に導入していくということで、今後とも楽しみにしておりますので、もし決定していったら、今後ともいろいろ決まっていくと思いますが、その都度対応のほうよろしく願いいたしまして、質問は終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○仲小路委員

じゃ、それでは、質問をさせていただきます。

光市行財政構造改革推進プランですけども、そこに「市民の目線に立った広報づくり」とございますけれども、ちょうど広報の2022年5月号の最終ページ、これは一番裏の開かなくても見れるところなんですけれども、そこに毎年やっております省エネルギー設備の設置費を助成しますと、そういうふうに掲載されておりますけれども、これは市民にとって非常に大きなメリットのある施策で、実際にこの話を市民の方にすると、多くの方が知らないというふうに言われる状況で、なかなか広報というのは読んでいただけないと、そういうふうな状況ではないかと思いますが、どのぐらいの市民の方が読んでいるというふうに認識をされていますでしょうか。

○佐々木企画調整課長

どのぐらいの市民が広報を読んでもかということも認識してるかとお尋ねでございますが、以前、市政情報やお知らせなどをどのような方法で得てるかというような市民アンケートを取ったことがございます。その設問に対して、回答者の約9割の方が広報ひかりを読んでも、広報ひかりによって市政情報を得ると回答してるという調査がございました。

したがって、お尋ねございましたどのぐらいの市民が読んでもか認識をということでございますが、大変多くの方が読んでいただいているのではないかとはいえませんが、認識をしております。

以上でございます。

○仲小路委員

その辺の認識、違うかもしれませんが、実際に読まれていないという、そういう状況がありまして、市民の目線に立つというふうに言われてますので、ぜひとも多くの方に読んでいただければというふうに思うんですけども、この辺の市民の目線ということについては、どういうふうに考えられてますでしょうか。

○佐々木企画調整課長

市民の目線はどのようにということでございますが、広報紙に対しまして市民が求めるものとしたしましては、紙面の見やすさや記事の分かりやすさ、そして、市政に関する

る情報の把握などの視点、こういったものが挙げられるのではないかと考えております。

広報紙は、原則全ての世帯に対して、行政からプッシュ型で市政情報の周知を図る重要でかつ唯一の媒体でございますので、こうした市民目線の視点を重視して、例えば、最近では、ユニバーサルデザインフォントを活用するなど、見やすいデザインを追求することであったり、正確で分かりやすい表現でお伝えすることは言うまでもございませんが、市民が知りたい情報を特集記事に取り上げたり、重要な情報については紙面の目立つ場所へ配置するなど、工夫をしているところでございます。限られた量の紙面や正確を期すための行政特有の用語の使用などの条件もございませけれど、引き続き市民目線を満たした広報づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○仲小路委員

いろんな形で努力はされていると思いますけども、なかなか実感するところでは、読んでいただくのが難しい状況の場合もあるかもしれませんけども、できる限り大事な情報が載っておりますので、私もそういういろんな方に、特に年度初め、いろんな施策が出ますので、できる限り口頭で伝えて、ぜひ読んでくださいと、そういうふうに訴えながら今やってるところですので、またお互いに協力しながら、よりいい情報が皆さんに伝わるように頑張っていければと思います。よろしくお願いします。

それと、もう一点ですが、前からお聞きしておりますメール配信サービスの登録数でありますけども、昨年10月に質問した際に、6月1日から昨年9月の1日までに112増えて3,781件というふうにお聞きいたしました。その後、いろんなところで各所でメール配信サービスの登録の案内につきまして、出会った市民の方にお伝えをしております、もう既に300人の方にお伝えしたような気がするんですけども、実際に現在の登録数がどのようになっていますでしょうか。

○藤井情報・DX推進課長

メール配信サービスの現状についてのお尋ねをいただきました。昨年お答えして以降の登録状況についてお答えをいたします。

昨年の9月1日現在では全登録者数3,781件でしたが、本年6月1日時点では95人増加し、3,876人となっております。また、防災情報につきましては、昨年9月では3,421件であったところ、97件増加し3,518件となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。なかなか登録数が増えないという、そういう現状が続いているわけだと思いますけども、今後できる限りお知らせしながら、多くの方に登録をしていただけるように、特に防災情報は非常に大事ですので、ほかの手段もいろいろありますけども、これが非常に効果的な手段だと思いますので、できる限り多くの方に登録していただけるように、また今後も進めていきたいと思っておりますので、お互

いにそういう増えることを願っております。
以上です。

○森戸委員

何点かお尋ねをいたします。

新年度の予算の中から何点か。プロジェクト型課題解決学習というのがあったと思います。これは周南公立大学と連携したか何かだったと思いますが、そのところも含めて進捗状況をお示しいただけたらと思います。

○佐々木企画調整課長

プロジェクト型課題解決学習をまず簡単に説明をさせていただきますと、教育機関と企業や行政が連携し、学生が主体的に学びながら、地域の課題解決に向けたプロジェクトを企画・実践する教育プログラムのことで、プロジェクトベースドラーニング、略してPBLと呼ばれるものでございます。具体的には、企業や行政機関が掲げたテーマに基づき、学生がグループでディスカッションやフィールドワークなどを行いながら、テーマに内在する課題を分析し、解決に向けた提案を行うものです。

本市では、本年度からスタートした第3次総合計画の政策に、広域行政と連携・交流の推進を掲げ、民間等の活力の活用により、協力しながら地域課題に対応することとしており、さらなる地域の活性化を目指して、本年4月に開学した周南公立大学と連携して、新たにPBLの取組を実施しようとするものでございます。

テーマにつきましては、学生の主体的な学習の場であることから、大学側の指導分野の特徴を踏まえつつ、本市の課題解決に向けた材料となるような政策立案にフィードバックできる内容とするよう、すり合わせを行いました。その結果、テーマを「がん検診を受診してもらうためのアプローチ方法について」と決定しまして、継続的な課題であるがん検診の受診率の向上を目指し、対象者に受診を促す効果的なアプローチや手法の調査研究について業務委託をしたところでございます。

お尋ねの進捗状況でございますが、現在の状況につきましては、周南公立大学経済学部の専門ゼミIというカリキュラムの中で、ゼミ生13人が毎週1回90分の学習を行っておりますが、既に8回のゼミが行われたということでございます。年度内に計30回の授業が予定をされており、今後その成果を取りまとめ、年度末までには調査結果の報告を受ける予定としております。

以上でございます。

○森戸委員

業務委託されたということなのですが、どのぐらいの金額でしたでしょうかね。

○佐々木企画調整課長

業務委託の金額でございますが、20万円でございます。

○森戸委員

今もう8回やられてるということなのですが、これ自体は何かどこかで見れるんですか。今までの検討とか講義とか、そういうものは、その辺はどうなってますか。

○佐々木企画調整課長

大学での授業の一環でございますので、実際に閲覧をするということはちょっと難しいかと思います。

○森戸委員

分かりました。年度末に報告書が出るということで、学生の知恵と申しますか、その辺が反映されたら面白いなと思いますので、またお聞かせいただけたらと思います。

それと、民間提案制度の状況はどのようになっていますでしょうかね。行革のほうのことだったと思いますが、お願いいたします。

○岩崎行政経営室長

民間提案制度の実施についてお尋ねでございます。

まず、民間提案制度とは、市が実施する事業に対し、民間事業者が持つアイデアやノウハウが盛り込まれた市民サービスの向上や業務効率化につながる提案を公募する制度です。

お尋ねの進捗状況でございますが、現在、制度設計が完了いたしまして、令和4年7月1日からの募集開始に向けて事務を進めているところでございます。事業者さん等からいただいた御提案については、庁内で一定の審査を行い、提案採用の可否を判断いたします。その後、提案者との詳細協議を行い、最終的に事業化を図ってまいります。

以上でございます。

○森戸委員

提案してもらおう領域と申しますか、こちら側からお願いしてるものというのは何かございますか。

○岩崎行政経営室長

まず、対象とする提案でございますが、光市のまちづくり、環境、福祉、経済、教育、地域づくり、行財政運営など、全ての行政分野における事業を対象に、市に新たな財政負担を生じさせないことを条件に、市民サービス向上や行財政運営の効率性向上が期待でき、市の施設や資産、資源、サービスなどを利活用する提案を募集したいと考えています。

なお、既に実施している業務委託等について、価格引下げ等により、単に事業型となるろうとする提案や、市民サービスの向上を伴わない単なる事業廃止などの提案は、募集の対象といたしません。

次に、提案者でございますが、提案者は、提案の内容を自ら実行する意思と能力を有

する企業、NPO法人、公益法人、市民団体、個人事業者等を提案者として考えております。自ら事業の実施主体となる意思がなく、光市や第三者が企画を実現することを期待するような提案はお受けできないと、今のところ考えております。

最後に、募集する提案の内容でございますが、市が課題に対してあらかじめテーマを設定して、民間事業者の提案を募集するテーマ型と、民間事業者の自由な発想で自発的な提案を募集するフリー型の2つの区分を考えています。

なお、令和4年度につきましては、試行的に、このうちフリー型のみを実施する予定でございます。

以上でございます。

○森戸委員

7月1日からということですけど、これまでに問合せとか、やっぱりそういう興味のあるような部分というのは何かあるんですか、事前に。

○岩崎行政経営室長

今のところ民間提案制度に関しては、企業からは何も来ていないところでございます。民間提案制度ということに関しての問合せは、まだ来ておりません。

○森戸委員

いやいや、募集開始をされるんでしょうから、その辺嗅ぎつけてどうのこうのというのはないんですかね。

○岩崎行政経営室長

今のところまだ、始めますということを書いてませんので、7月1日以降に民間提案制度について問合せがあることを想定しております。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。このぐらいにしときますので、期待をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それと、今年度予算でどなたか聞かれたかも分からんですが、スマホの購入支援事業があったかと思いますが、それに進捗状況も併せてお知らせください。

○藤井情報・DX推進課長

スマホ購入支援事業について御質問をいただきました。

スマホ購入支援事業は、デジタル化推進事業として、65歳以上の市民を対象にスマートフォンを購入する際に、最大1万円の助成を行うものでございます。

現在、申請方法や交付要件を定めた補助要綱の策定をし、また、スマホ販売店等関係事業者と調整を行いながら制度設計を行っているところでございます。補助要綱策定後

は、窓口での受付体制の整備を行いながら、8月頃を目標に申請受付を開始したいと考えております。

次に、制度の周知方法といたしましては、65歳以上の高齢者の皆さんを対象とするため、8月号広報やホームページなどでの周知に加え、紙によるチラシをコミュニティセンターや地域づくり支援センターなどに配置し、高齢者の方にも手に取って見ていただきやすい周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

同僚議員の質問で、マイナポイント等と関連づけられてたと思うんですが、じゃなかったでしたっけ、たしか。マイナポイントでなくて、マイナンバーか、の取得をしたら何かの優遇があるというような、そんな話だったですかね。それに合わせて、今、防災メール云々のお話もあったと思うんですが、購入支援を行う場合には、そういうのも積極的に、最初から入れてもらうことを条件にするとか、この際チャンスですので、そういうのも含めて考えられたらいかがですかね。

○藤井情報・DX推進課長

本支援事業の要件といたしましては、マイナンバーカードを所有している方というものを条件にしております。また、スマートフォンのほうも、マイナンバーカードの読み取りが可能な機種に替えられた方とか、それを初めて買われた方というものを対象にしております。また、指定するスマホ講座の受講というものも、その補助要件の中の一つとして上げておりますので、その中のスマホ講座の中で、我々も出前講座等で補助要件となるスマホ講座を実施いたしますが、そういう中では、そういう防災メールの登録であるとか、そういったものについては取り扱ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

同僚議員から話が出てたので、ついでにみたいなどころもありますけども、ぜひ合わせて効果的な、せつかく導入をするんですから、そういうことも考えていただけたらと思います。

それと、先ほど公共施設の管理計画で、計画対象外の部分のお話があったんですが、要は、漏れてるところですかね。インフラ系云々で、そういう部分というのは、ほかに何かあるんですかね、先ほど紹介いただいた以外に。軽微なところとか、小っちゃいところとか、そういう話でしたけど。

○岩崎行政経営室長

公共施設総合管理計画の中に、公共施設等総合管理計画に記載されていないほかの施設でということでお伺いいたしました。

一般質問でお答えしたゲートボール場のほかにですと、簡易なものとしては、倉庫や

公園トイレ、消防機庫などは対象外という扱いでございまして、これは公共施設白書を整備したときも、そのときの整理でそういう扱いになっているということでございます。以上でございます。

○森戸委員

簡易水道の施設はどうなってますか。大和簡水は廃止をして、施設としてはそのまま残ってるんですよ。上ヶ原とか伊保木もあったと思うんですけど、特に大和は非常に大きな施設であります。そういったものが所管、まあこういうところから漏れているっていうのは、ちょっとどうなのかなと思うんですよ。というのも、プラント施設ですから、そこにあるだけで、そのまま置いておくっていうのが少し気味悪がられてるっていう声も届いてますので、全体を把握するここが知らない、私にとってはどうなのかなと思います、その辺いかがでしょうかね。

○岩崎行政経営室長

簡易水道の施設に関してでございますが、公共施設等総合管理計画の中には入っておりませんが、先ほど午前中の答弁でも申しましたように、記載されていない施設につきましても、各所管課において個別にその必要性を見極めながら、適正配置等のマネジメントに取り組むように要請をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

私、倉庫とか機庫とか、小さな施設とは思いませんので、建屋も含めて、上水道、簡易水道の施設自体が残ってますので、ぜひその辺のところは漏れがないようやっていただけたらと思います。

以上です。

○河村委員

ちょっと今のところで、通常行政財産から普通財産に持っていくときに、何か時間的なロスとか、そういうものがあるんですか。

○北川財政課長

普通財産のお尋ねということで、私からお答えをさせていただきます。

時間的なロスということでお尋ねでございますけれども、基本的には、行政財産としての用途を廃止し、行政財産から普通財産への区分替えが決定されれば普通財産に替わります。用途廃止のところできちんと精査がされるか否かはありますけれども、基本的にはそこまでタイムロスというのは発生しないと考えております。

以上でございます。

○河村委員

いや、通常なら、そういった事業をやめたら、整備をして普通財産に切り替えて、そこから売るとかという判断に行くわけですが、その時間軸が何かえらい遅いような気がするんですが、そんなことはありません。

○北川財政課長

行政財産の用途廃止につきましては、それぞれの行政財産を所管する所属において、廃止するのか否かというのは決定するものでございまして、ここについて遅いか否かというのは、お答えすることは難しいところではありますが、用途が廃止されるのであれば、速やかに普通財産に所管替えを進めているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

用途を廃止したら速やかに替わるのは分かるんじゃないけれども、その用途を廃止するというその行為が時間がかかり過ぎる。要するに、所管が動かんや前に進まんちゅう話がずっとついて回るわけですよ。だから、いや、あなたのところは本来ならそういったことをみんな承知しよるはずなんですけど、そういうところに時間がかかるというのは、次の行為に移るのに、また遅れてしまうということじゃないの。

○北川財政課長

所管課において行政財産の用途廃止に時間がかかり過ぎるんじゃないか、そこについて財政課としてその辺りも承知しているんじゃないかというお尋ねであろうかと思いますが、各所管において用途廃止、要は、事業化の目途が立たないのかどうかというところの判断もあろうかと思っておりますけれども、財政課といたしましては、用途廃止して普通財産に移ってくれば、当然売却であったり、有効活用というものを考えなければなりません。活用が見込まれないものであれば、塩漬けになりかねないというのもあります。その辺りの部分もいろいろとバランスを考えながら対応をしていく必要があるかと考えております。

以上でございます。

○河村委員

なかなか表現が難しいんだろうと思いますが、誰かが積極的に動いてやる以外は物事は進みませんので、その辺りについては、嫌われても積極的に推進をしていただけたらと思います。

先般、かんぼの宿が新しい組織に変わったという話があって、その中で、今、全天候型のゲートボール場が今の新しい宿には引き継がないというような話があったんですが、そういった点については何か把握をしておられますか。

○岡村政策企画部長

新聞報道等で拝見をする程度で、それ以上のものは、把握はしておりません。

以上です。

○河村委員

もう結構な年数がたって、私もちょうど子供がそういったテニスをやったり、ゲートボールをやったり、全天候型の使い前がよかったわけですが、もしもなくなったとしたら、結構そういう愛好者といいますか、有効化には影響があるように思うんですが、利用実態とか、そういったものについては把握してございます。

○岡村政策企画部長

利用実態等についても把握はしておりません。造られた当時は、随分の方が利用されていたように私も記憶しておりますけれども、最近については、私も何回か利用はしたことがございますが、体感的には、私が使ったときに、ほかに使用されている方はおられませんでした。

以上でございます。

○河村委員

雨天のときには、もうこれ以上ないありがたい施設です。中には雨季が長い季節がありまして、僕は、ちょうど今、平成5年じゃったんですが、夏休み間ちゅうのはほとんど雨で、どうしようもない時期でもうまく活用できたというのがあるんで、情報収集に努めていただけたらと思います。

それから、先ほどWi-Fiの話があったんですが、今、公民館で、光井、浅江、室積とWi-Fiをやっていたんですが、これから先のそういったWi-Fi環境ちゅうのは、どういうふうになるんですか。

○藤井情報・DX推進課長

公共施設のWi-Fiの整備について御質問いただきました。

本市では、公共施設がより便利に利用できるよう、インターネットに無償でアクセスできる光市公衆無線LANサービスを行っております。コミュニティセンターにつきましては、議員御案内のとおり、室積、光井、浅江の3か所、そのほか本庁や教育委員会、あいぱーく、地域づくり支援センターの4か所に設置しており、主にロビー等のフリースペースでの利用者の利便性確保につながるよう整備を進めてまいりました。また、冠山総合公園やゆーぱーくでは指定管理者においてフリーWi-Fiを整備している状況です。

光市行財政構造改革推進プランでは、公共施設における通信環境の充実を取組事項として掲げており、市民の生涯学習やコミュニティー活動などへの対応、災害発生時の避難所での情報収集環境の向上の視点から取り組むものとしております。

現在、Wi-Fiが整備されていないコミュニティセンターもございます。避難所といった観点も含めて、未整備のコミュニティセンターへの通信環境の整備について、施設所管課と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

もちろんこれから先も考えておられるのだらうと思いますが、よかった、私は自分で使いながら便利だったのですが、費用等の関係もありますから、どの程度で全公共施設にやっつけてしまおうというふうにお考えなんです。

○藤井情報・DX推進課長

現在、本市がコミュニティセンターに導入しておりますフリーWi-Fiのサービスは、フリースポットというサービスを利用しております。フリースポットを導入するに当たる経費につきましては、接続するためのルーターが必要になりまして、これが定価ベースでありますけども、2万6,180円、1台当たりの費用になります。基本的には、これを各施設1台導入をすれば、あとは配線等でちょっと経費がかかるかもしれませんが、この程度の費用がかかると理解しております。

以上でございます。

○河村委員

分かったのですが、だからどの程度でそれを、早さで、スピードでやっていこうとしているのかという話は、もしいいものであるならば、早く手がけたほうが地域からしたらありがたい話で、さっきもその70万円の寄附であったのですが、その70万円の寄附が地域によって差が出てきたということが多少問題が出てくるので、そういった環境にないところがもしあるとするならば、できるだけ早くそういう環境をつくってあげることが大事だと思いますから、どの程度の目標を、2万6,000円だからね、やる気になればすぐできそうな気がする、どうですか。

○藤井情報・DX推進課長

導入に当たって、どの程度の期間がかかるかという御質問でございますが、我々、情報部門だけではなくて、その施設を管理している所管課もございます。その所管課のほうのいろいろ懸念材料もあると聞いておりますので、その懸念材料を解決しながら、このプランの計画が5年ありますので、まずはこの5年を目標に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

極力早くやっていただくことをお願いしておきます。

それから、ちょっと変な話というとおかしいのですが、最近、室積地区で、私、昭和50年代に住んでいたのですが、土地の値段が当時16万円とか18万円ぐらいの間だったのです。それがこのところ、今5万円、あるいは車の出入りができないといったら、聞いた話では2万円ぐらいまで下がっているという。当初は、ああ、そうかと思っていた

のですが、市民の生命とか財産を預かるというふうにと考えると、自分が持っていた財産が4分の1とか、5分の1にもなっていると。固定資産税はあまり変化はありませんけど、原因は何なのだろうか。行政としてどういうふうな把握をされているのか、まず先にそこからいきましょうか。

○岡村政策企画部長

室積のほうの地価が下がった要因ということでのお尋ねだろうと思います。

私もそのようなことは、なかなかこうだということは、明確なお答えは持ち合わせていないわけですが、要は価格というのは需要と供給の関係でございますので、それだけ室積の土地に魅力を感じる人が少なくなったということだろうと思います。

以上でございます。

○河村委員

そのとおりなんです。では、魅力がないのは何かといたら、買物が不便、学校は当たり前前に昔から同じ状況でありますから、買物に不便。ピーク的时候は1万2,000、千坊台をのけてです、だから千坊台が入っていれば、1万3,000とか4,000とかというピークが、今7,000ちょっと、もう半分です、人口が。それをどういうふうにも思わないというのが、どうも私に理解ができないところで、例えば製鉄、武田が持っていた沖田の住宅の跡地で、民間のほうへ譲渡をされたようですが、もともとは工場建設に合わせて、住むところがないから、結構市が間に入って提供していただいた地域なんです。そういったところへ、例えば買物に便利がいいような施設を造るといのは、普通は当たり前のような気がするのですが、そういうふうな、要は土地利用のやり方について全く検討するところはないのですか。

○佐々木企画調整課長

土地利用のやり方とか、まちづくりを進めていく上で、利便性が高くなるような、そういったことを考えるのはどうだろうかというような御質問だと思います。

市では、基本的にはまちづくりの方向性というものは、総合計画によって全ての行政分野における施策の方針、あるいは方向性というものを示しておりまして、それに沿ったまちづくりが進められるわけでございますが、一方で、土地の利活用というものにつきましては、都市計画マスタープラン、こういった本市の将来都市構造ですとか、土地利用方針等に従って、ハード的な整備や公共事業としての方向性が定まるものというふうに理解をしております。主には、こうした2つの大きな指針によって、これにプラスして個別の計画もございしますが、そういったものに沿ってまちづくりをどう進めるのかを決めていくことになるのだろうかというふうに思いますが、今議員さんが言われましたとおり、想定されていないようなものであったりとか、大きな変化があるというようなことが、それ自体がまちづくりの障害になる場合もあることも事実だというふうに思っております。まずは、そうした現状を常に我々が多角的な視点でアンテナを張って、注視をして、こうした事象を把握することが必要なのではないかなというふうには思っ

おります。その際に、市が目指すまちの姿であるゆたかな社会の5つ基本目標がござい
ますけれど、そういったものに適合するような、符合するようなものが行政の工夫によ
ってもたらされるものであれば、総合計画にもまちづくりの基本姿勢としてお示しして
おりますけれど、新たな課題に対応するしなやかさを持って、向かうべき目標に向かっ
て、臨機応変に対応することが必要になるのかなというふうに考えております。こうし
た対応には、財政的な制約ですとか、法的な規制もございします。地域住民の理解など
様々な課題があることは言うまでもありませんが、障害となる課題の解消に向けて検討
や工夫をすることによって、目指すまちの姿というものを目指していかなければいけな
いのかなと、所管ともそういった情報共有というものをしっかりしていきたいなという
ふうに思っております。

以上でございます。

○河村委員

ありきたりな話なんですけど、みんなが受け身なので、誰か積極的に整備をしていく人
がいないと前に進むことがない。

ちょっと、もう一つ変な聞き方しますけど、以前によそへ視察に行ったりすると、光
市というので当然事前調査をされるのです。そしたら、パソコンで光市と引けば、必ず
母子殺人事件が出てくる。何年か前にその話もしたのですが、あまり皆さん方の反応も
なかったのですが、まずそういったところの改善は必要ではないの。どうやったら改
善できるのであろうかと。いつまでもその悪いイメージがずっとついて回るのだけれど
も、そういったイメージを払拭するようなことはできないの。

○岡村政策企画部長

なかなか負のイメージの払拭というのも難しい部分もあるかもしれませんが、
例えば市のセクションで、シティプロモーション推進室といったような部署もできまし
た。そこで明るい話題もこれまでいろいろ作って発信をしてきたわけでございますけれ
ども、そういうことを積み重ねていくことで、やはりいろんな負のイメージでございま
すとか、そういうものを払拭していく、そういったことを積み重ねていくほかはないの
かなというふうに思っております。

以上でございます。

○河村委員

いや、だと思えます。では、誰がそれをやるの、そこなのではないのか。全体的に受
け身だと、こういう話をしましたけど、誰も傍観者で、やっていこうという人がおられ
ないわけなので、それを攻めていこうというのは、例えば上に立つ者が背中を見せる必
要があるのではないのだろうか。

○岡村政策企画部長

恐らく議員さんからは、この政策企画のほうでもっとリーダーシップを取って、いろ

んなことを、課題の解決とか、そういうことをいろいろ進めていくべきというような御主旨だろうというふうに思います。確かに市全体を見渡す立場にある部署でございますので、そうした意識というのは持つ必要があろうかと思えます。

その一方で、市の施策や事業というのは、やはりそれぞれの担当部署のほうも役割に応じて職務を遂行していくことが重要でございます。それぞれの持ち分については、基本的には関係部署がしっかり対応していくことも重要だろうというふうにも思います。ですから、全体としては議員さんがおっしゃることも十分理解をするわけでございますけれども、どこがやるかというよりも、市として一緒に取り組んでいくというような考えも重要だろうと、それぞれが適切に役割を分担しながら、自分たちの責任を果たしていくことも重要だろうというふうに思っております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。

この間というか、私、昨年、今の市道岩狩線のところの水路の上に立っている家屋についての話をさせていただきましたが、その後何か進展がありましたでしょうか。

○北川財政課長

市道の岩狩計画河川上の建物についてのお尋ねをいただきました。

以前にもお答えをさせていただいておりますとおり、令和4年3月31日をもって契約が終了するため、交差点の通行者の安全確保の観点等から、市としては新たな契約延長は行わないという立場で契約者の方と協議を進めてまいったところでございます。

契約者につきましては、契約の延長を希望されていらっしゃいましたが、このたび本市の主張を受け入れて、建物を市に寄附するということと併せて、契約を延長しないと申出をいただいたところでございます。

以上でございます。

○河村委員

持ち主のほうから寄附をいただいたということでございますので、環境整備のほうへ取り組んでいただけたらと思うのですが、以前にも指摘をしましたが、島田川からあそこの県道までをきっちりときれいにするという全体の環境整備も併せて、今回あそこの出張所の建て替えが入っておりますから、そういった意味では大きな計画になるかどうかは思いますけど、そのあたりのところはしっかりやってください。

以上です。

○小林委員

それでは、私のほうから何点か御質問のほうをさせていただきます。

まず、1点目としまして、市民生活の利便性向上と行政事務の効率化を図るために、現在、行政手続のオンライン化事業というものが進められておりますが、現時点での進

抄というところと、今後の見通し、これについてをお示しをください。

○藤井情報・DX推進課長

行政手続オンライン化事業の進捗状況と今後の見通しについてお答えいたします。

本市では、昨年度から行政手続のオンライン化に関するワーキンググループを設置し、システムの選定やオンライン化を実施する手続について検討を行ってまいりました。

本年度対象とする手続としては、国が示す特に国民の利便性に資する手続や、ワーキンググループでの協議内容も踏まえ、7手続といたしました。具体的には、犬の登録申請・死亡届や、衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙の請求、住民票の写しの交付などでございます。現在、電子申請システムの構築に向けて契約手続を進めているところでございます。

契約後、システム構築が始まると並行して、申請データを受領した後の事務処理について具体的検討を進めていく予定で、検討に当たってはワーキンググループを開催するとともに、ワーキンググループにデジタル化推進アドバイザーの鈴木氏に参加していただき、効率的、効果的な事務処理の検討を一緒に行っていただくこととしております。今後は、10月のサービス開始に向け、市広報やホームページで周知を図ってまいります。

あわせて、これまで書面で申請する旨、条例、規則等で定めていた手続をオンライン申請で可能とすることや、住民票の写しの交付の際に発生する手数料について、クレジットカードなどでのオンライン決済を可能とするためのオンライン手続に関する条例、規則を整備したいと考えており、9月議会に上程する方向で検討を進めているところでございます。

また、対象手続の拡大のため、全庁的に手続の調査を行い、申請件数や対面の必要性などにより優先順位づけを行い、年次的に追加してまいります。

また、オンライン申請の利用率の向上に向けて、オンライン化推進アドバイザーの助言、提言をいただきながら推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

よく理解ができました。本当にこの行政手続のオンライン化をすることによって、いわゆる市民の利便性も高まりますし、そこで光市の職員の働き方というのもすごく効率が図れると思いますので、ぜひこの点も踏まえて御検討のほうをよろしく願いいたします。

では、次の質問に入ります。

先ほど、同僚議員のほうからデジタル化推進アドバイザーのいわゆる役割、あるいは業務というところについての説明は理解はできました。では、このアドバイザーの方がやはり関係各所との連携というのが非常に重要となると私は思っているのですが、この連携体制について少しお示しをください。

○藤井情報・DX推進課長

デジタル化推進アドバイザーと所管課との連携体制に関する御質問をいただきました。御質問の各所管との連携体制でございますが、現在のところ具体的には構築しておりませんが、今後、行政手続のオンライン化のシステム構築や、情報受発信ツールの導入では、ワーキンググループを開催することとしており、ワーキンググループにはアドバイザーである鈴木氏にも参加をしていただき、一緒に申請データの取扱いについて効率のよいやり方を検討していくこととしております。

以上でございます。

○小林委員

よく理解ができました。いわゆるその関係各所との連携体制というところできくと、推進アドバイザーの方にもワーキングチームを介して関与していくというところできくと、やはりこういうスペシフィックな知識を持っている方というところと、職員がしっかりと協働していくことによって、職員の意識改革にも非常につながるといふふうに私考えておりますので、こちらも併せて推進のほうをよろしくお願ひいたします。

では、最後の質問でございます。

ゆたかな社会の実現に向けた歩みや課題を市民と共有し、意見交換を行うために、市長と気軽にミーティング（お出かけ版）というものが予定をされていますが、これまでの申請状況というところをお示しをください。

あと、対話のテーマ、これがどのようなプロセスで決定していくのかというところも併せてお示しをください。

○佐々木企画調整課長

市長と気軽にミーティング（お出かけ版）は、今年度スタートいたしました第3次光市総合計画に基づくオールひかりのまちづくりを推進するため、行政との対話を希望する市民団体、グループを募集し、市長が地域に出向いて参加者と対話を行うものでございます。参加者の募集につきましては、5月25日に発行した広報6月号に記事を掲載するとともに、ホームページ等で周知をしており、7月29日を期限に募集をしているところでございます。

お尋ねの申請状況につきましては、市民団体やグループからの申込みは、現時点ではございません。

一方で、若い世代の声を伺い、まちづくりに生かすことも大変重要であることから、一般の募集に加えて、中学生や高校生との対話に向けて各学校に働きかけをしたところ、現時点で数校から実施希望をお伺いしており、調整を進めているところでございます。

引き続き、参加者募集の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、対話のテーマでございますが、総合計画で定めた目指すまちの姿であるゆたかな社会を目指すためには、新型コロナによって希薄化したつながりの再生構築が必要であり、市民力や地域力を生かした協働のまちづくりが重要であることから、テーマをつながりて人が輝くまちづくりとし、団体等と行政が今度のまちづくりについて前向きな意見交換をしたいというふうに考えております。

対話の内容につきましては、団体等が希望する内容に沿って対話を進めたいと考えておりますが、イメージしやすいように5つの分類を提示しております。1つ目は、笑顔のつながりとして、地域づくりや市民活動、生涯学習、文化・スポーツ、男女共同参画などの内容、2つ目の世代のつながりとして、教育や子育て、3つ目は、安全安心のつながりとして、防災減災、健康福祉、地域医療、交通安全、4つ目の都市のつながりでは、都市インフラ、デジタル、公共交通、環境、最後に5つ目として、元気のつながりとして、地域産業、移住定住、観光、シティプロモーションの内容としてお示しをしております。

希望団体がどのような意見交換をしたいのか十分にお伺いした上で、希望に沿った対話ができるように調整をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小林委員

非常によく理解ができました。基本的な考えとして、やはりこのまちの姿勢というよりは、今回は市長が出向いていろんな人の意見を聞くという、いわゆるポジティブに、皆さん、市民の方は捉えている方が非常に多く私は感じました。実際に、今回こういうイベントがありますよというところを市民の方とお話をしたときに、今、実は参加の団体としてはゼロという、市民のほうはゼロだったのですが、それにすごく興味を持たれた方も多かったので、また引き続きいわゆるホームページ等を通じて周知のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第35号 光市税条例等の一部を改正する条例

説 明：杉本税務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第31号 令和4年度光市一般会計補正予算（第3号）（市民部所管分）

説 明：讚井地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

歳入の7ページの総務雑入のコミュニティ助成事業交付金250万円と、9ページの支出のほうですね、同250万円についてお尋ねをいたします。

この歳入についてなんですが、こういった目的でどのような団体からお金を頂いているんですかね。

○讚井地域づくり推進課長

コミュニティ助成事業であります。これは先ほど御説明いたしましたが、一般社団法人自治総合センターが行う宝くじの社会貢献広報事業として補助を行うものであります。

この助成事業につきましては、メニューが多数あるんですが、今回地域づくり推進課で該当するのはコミュニティー活動に必要な備品などの整備に対して助成を行うものでありまして、そうした団体に助成をするための歳入となっております。

以上でございます。

○森戸委員

地域コミュニティーの活動の促進ということだろうと思います。補助対象団体があったんですが、光市連合自治会というふうに言われたんですが、正確には光市連合自治会の連絡協議会ではありませんかね。そういう記述が決算にはないんですけど。

○讚井地域づくり推進課長

連絡協議会ではなくて、光市連合自治会に対して助成するものであります。

以上でございます。

○森戸委員

連合自治会の連絡協議会ではないんですか。光市連合自治会の連絡協議会ではないんですかね。連合自治会ですかね。分かりました。

次に、いつ頃からこれは申請が開始をされて、現在までの助成金の積上げはどのぐらいになっているんですかね。

○讚井地域づくり推進課長

今、詳しい資料が手元にないんですが、本コミュニティ助成事業は、平成25年度から今の形で交付をしている状況でございます。この平成25年以前にもあった事業ではありますが、今年度の補助対象団体に対しての交付ではないと認識しております。

以上です。

○森戸委員

現在の対象者でどのぐらいの。計算したら分かるじゃないですか。25年からだったら。今までで毎年で。何ぼですか。

○讚井地域づくり推進課長

総額で2,250万円になります。

以上です。

○森戸委員

次に、交付された補助金が余った場合は、これは返還をする義務はあるんですか。団体か、もしくは市から。

○讚井地域づくり推進課長

今まで余ったということとはございませんが、もし余ったということになれば返還といった手続も必要と思います。

以上です。

○森戸委員

その辺の精査というのはどういうふうに行っているのか知りませんが、さっき説明ありましたが、この交付金の使途はどのようなものに使われていますかね。主要施策の成果レベルでも構いませんけど、もう一回お願いします。

○讚井地域づくり推進課長

地域のコミュニティー活動のために使われる備品ということで、ここ3年間で申しますと、令和元年度は高圧洗浄機、大判インクジェットプリンター、パソコン等の備品を

購入しております。令和2年度は、プロジェクターやスクリーン、ワイヤレスマイク付き拡声器スピーカー等の備品を購入しています。昨年度は、かんたんテント、高枝切りチェーンソー、スポットライト等の備品を購入している状況です。

以上です。

○森戸委員

購入された物品については、管理はどのようにされているんですか。

○讚井地域づくり推進課長

管理は、地域の方々が使いやすいように、地域づくり支援センターと各コミュニティセンターのほうで管理をしている状況でございます。

以上です。

○森戸委員

ちなみに、宝くじの購入品であると思いますので、そういったシールがそういう物品に貼られているのではないんですか。

○讚井地域づくり推進課長

物品には、宝くじのキャラクターであります「クーちゃん」という鯨をモチーフにしたシールを各備品に貼り付けまして、宝くじの助成事業で購入した備品であることが分かるようにしております。

以上でございます。

○森戸委員

購入の品に関しては、今そういったシールを貼って、実際写真を撮って管理をして助成を頂いたところに報告等はしていないんですか。

○讚井地域づくり推進課長

実績報告という形で、自治総合センターに報告書を提出しております。

以上です。

○森戸委員

購入の保管場所についてはさっき言及があったと思いますが、きちんと保管をされているんですか。地域づくり等にはその購入した部分の台帳というのはないんですかね。財産だろうと思いますからその辺が必要かなと思いますが。

○讚井地域づくり推進課長

管理につきましては、利用される際には申請書を出していただいて許可証を発行したり、そういった形で所定の手続を経て貸出しができるよう、各コミュニティセンターと

地域づくり推進課で適正に管理をしているところであります。

以上です。

○森戸委員

その一元管理といいますか、本来なら地域づくり等できちんとどこにあるか、どのぐらいあってというのは毎年やらなければならないことなんではないんですか。じゃないと、なくなったりとか壊れたりとか管理自体適正に、また二重に買ったりとかそういうのは防ぐのにそういうことが必要ではないんですかね。

○讚井地域づくり推進課長

現在、どこに何があるかというのは台帳のほうで管理をしております。ダブって購入したりとかはないように注意して事務を行っております。

以上でございます。

○森戸委員

9年で2,250万円頂いているわけですから、それが地域のコミュニティーの活動の促進、推進につながりますから、当然宝くじとは言え、助成金でありますのでもう少しきちんと管理をしていただけたらと思います。

その請求書と領収書というのはきちんと備え付けてあるんですかね。

○讚井地域づくり推進課長

備え付けてあります。

以上です。

○森戸委員

その備え付けた部分に関しては、情報開示はされているんですか。

○讚井地域づくり推進課長

その部分までは、公開という形にはしておりません。

以上です。

○森戸委員

いやいや、市が助成金として頂いて台帳を作っているものなんですから、情報公開の対象とかそういう部分の対象にはならないんですか。

○讚井地域づくり推進課長

このコミュニティ助成事業であります。申請に当たっては実施団体から市を経由して県に申請します。県は、それを基に自治総合センターのほうに申請するようになりますので、その過程で書類は適正に整理しているところです。

以上です。

○森戸委員

いや、だからその辺はしっかりプロセスはきちんと把握しておかないといけないんじゃないんですか。できているんですよ、その辺は。

○讚井地域づくり推進課長

書類としてきちんと保管をしておりますので、大丈夫です。
以上です。

○森戸委員

分かりました。書類はあるということですね。

で、光市連合自治会なんですけれども、その代表者は河村さんだと思うんですが、この委員会には今回の補正予算の対象の事案でありますので、コミュニティ助成事業交付金の直接利害関係人に私は当たると思います。監査役でもありますので、地方自治法の規定によると議員は直接の利害関係にある事件についてはその議事に参与することができない。いわゆる除斥の規定が定めてあります。

この予算の採決に当たって、これに該当するのかわからないのか、委員長判断を仰ぎたいと思います。

○委員長

ただいま、森戸委員のほうから御提案がございまして、ここで暫時休憩とさせていただきます。暫時休憩といたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど森戸委員より、ただいまの事件について河村委員のほうに直接利害関係者じゃないかということで除斥対象かどうかということで、委員長の判断を仰ぐ声がありました。休憩中に河村委員に確認したところ、直接利害関係者でありました。

地方自治法第117条によりますと、「普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。」とあります。

しかしながら、実務必携による判例によりますと除斥とならない事件としまして、予算案や一般的、普遍的性格を有する条例案を審議するときは、除斥の問題は生じません。予算については、予算は項目ごとに分割して議決されるものではなく、不可分一体のも

のとして全体について議決されるものであるから、予算の審議においてはその一部に利害関係のある議員がいる場合であっても除外されないと解すべきと判断された事例がございます。

よって、委員長としてこのまま審議を進めさせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、審査を続行したいと思います。

○讚井地域づくり推進課長

先ほどの私の答弁ですが、団体が購入した備品の管理の部分で、市のほうで管理をしているというような答弁をしたかと思いますが、備品については団体が購入したものであり、保管場所は市の施設であります。その維持管理につきましては団体にやっただけにしているということでございます。

失礼しました。よろしく願いいたします。

○西村委員

すみません、1点だけ、先ほどの補正予算の分について確認をさせていただきたいんですけれども、補正予算書の9ページの納付書QRコード対応業務委託料について確認をさせてください。

この納付書に付与されるQRコードというのは、納税者が読み取って電子決済をされるというような性質のものではなくて、主には内部処理の効率化のためのものに付与されるといった認識でよろしいでしょうか。お願いいたします。

○藤本収納対策課長

現在は、QRコードで対応している状況はありません。今回、補正予算を議決いただくことで、来年5月からQRコードで対応でき、山口銀行、農協とかはその店舗の中での納付ができるんですが、新たに都市銀行など、全銀協に加盟する銀行でもQRコードを読み取り納税できるような体制になります。

以上です。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

○仲小路委員

先ほど先行の委員から質問がありましたコミュニティ助成事業交付金ですけども、これは250万円がずっと9年間今出ているわけですけども、あくまでもこれは申請して通ることが条件ということなので、同じ時期ですけども、毎回補正予算というふうにされているというふうに認識してよろしいでしょうか。

○讚井地域づくり推進課長

コミュニティ助成事業の助成金は、毎年8月に自治総合センターから山口県を通して市に事業実施団体の募集があります。実施を希望する団体は、11月までに事業計画を作成し、市に提出することになります。それを受けた市は、県を通して自治総合センターのほうへ申請をするという流れになります。その後、自治総合センターでの審査を経て、毎年3月末頃に助成決定の通知を受けることになります。

この助成金については、申請したら必ず貰えるというようなものではございませんので、助成の決定通知を頂いた後に補正予算のほうで計上させていただくという流れになっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それで、先ほど光市連合自治会への入金とありました。これは、交付金が光市連合自治会というふうにありますけれども、この申請そのものは光市連合自治会の名前で申請ということでしょうか。

○讚井地域づくり推進課長

連合自治会から市に対しまして事業計画書の提出があります。光市としては、県を経由して事業申請、交付申請を行うということになります。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

ということは、あと入金については一旦まず市のほうに入金がされるということでしょうか。

○讚井地域づくり推進課長

入金につきましては、全ての事業が終わりましたら、団体が助成事業実績報告書を提出します。その後、最終的に年度末頃に助成金が市に入ってくるという流れになります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。詳しい説明ありがとうございました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他 (所管事務調査)

報告事項

①三島コミュニティセンター整備計画 (案) 最終報告

説 明：讚井地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑

○西村委員

すみません、1点だけ確認をさせてほしいんですが、この計画案の28ページになるんですけども、浸水対策のところ非常用電源で「(蓄電池又は非常用発電機)を屋上に設置します」というふうにあるんですけども、その別のページには太陽光を設置しますというような表現もあったり、そういう旨の記載もありますんで、相性とかほかの活用とかを考えると蓄電池を設置していただきたいなというふうに思うところなんですけれども、今後実施設計とかそういった中でどのように選定が進んでいくのか、その辺りをちょっとお伺いいたします。

○讚井地域づくり推進課長

非常用電源について、蓄電池と非常用発電機の具体的な選定等に当たりましては、設計を進める過程において詳細に検討をすることとなりますが、どの諸室にどの程度の電力を必要とするかなど、想定する使用電力量と、それに見合うものについて設置コストや維持管理コスト等を比較検討して選定をしたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。費用対効果の部分かと思えます。

蓄電池、あれば夜の電力が安い時間帯に蓄電池で充電をしたりとか、もちろん太陽光で発電したのも多く蓄電できるということから、防災とかそういった観点からも非常に蓄電池ちょっと前から注目をされている分野でもありますので、ぜひその辺りも考慮していただいて検討を進めていただければと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村委員

それでは、何点か質問をさせていただきます。

まず、危険空き家除却促進事業補助金交付制度についてお伺いをいたします。

これ、現在のところ市民の方から相談やそういった要望・申請などがあつたかどうか、まず確認をいたします。

○山根生活安全課長

6月号の市広報や5月25日付で市ホームページに掲載して以降、相当数の御相談を頂いております。申請につきましては、この補助金では2段階の申請をしていただくようにしておりますが、現時点では第1段階に当たる危険空き家に該当するか否かの確認を行うための事前調査に2件の申請を頂いております。

○西村委員

ありがとうございます。相談が相当件数あって、その中で実際進んだのが今2件というふうになりましたけれども、これは光市空き家対策計画の策定に当たって事前に調査をされていた空き家だったのかどうか。また、その調査されていた空き家だった場合、その倒壊の危険性のランクとしてはどの程度のランクだったのか。その辺りが分かればお願いいたします。

○山根生活安全課長

いずれも調査対象となっております、具体的にどのランクとは申し上げにくいのですが、おおむね倒壊の危険性の高いDないしEランクに該当する家屋であると認識をしております。いずれにせよ、先ほどお示しした事前調査を受けまして、建築士資格を持つ複数名の市職員が現地調査を行い、第2段階に当たる交付申請の対象となるか否かを判定することとしております。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

倒壊の危険がある空き家、特にこのまま放置をしていたらほかの住民の方の迷惑になる、そういった空き家が対象になるという認識をしておりますので、今後も申請があったら随時対応していただいて、少しでも危険な空き家が減って、またいろいろと新しい土地が流通をするといった側面もありますので、引き続きの取組をお願いいたします。以上です。

○中村委員

職員の方の氏名と顔写真の表示について、こちらでも御質問させていただきたいと思っております。

各地域のコミュニティセンターの職員のお名前と顔写真のほうは表示されているのでしょうか。掲示がない場合、市民の方が困るのではないかとということで、ちなみに室積と周防のコミセンは顔写真が掲示されているのは把握しておりますが、ほかのところはいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○讚井地域づくり推進課長

コミュニティセンター職員の席次表についてであります。現在一部の施設では設置していない状況であります。これまでに、この席次表がないことで困ったといった声は

届いておりませんが、市民サービス向上の観点からも未設置のコミュニティセンターにおいて本庁舎と同様、顔写真入りの席次表の設置についてお願いをしていきたいと考えます。

以上でございます。

○中村委員

では、よろしく願いいたします。

それともう一点、島田市にあります生涯学習センターではいかがでしょうか。

○讚井地域づくり推進課長

生涯学習センターについても、現在席次表は設置しておりません。こちらにつきましても、直接クレーム等は頂いておりませんが、顔写真入りの席次表の設置に向けて調整をしてみたいと思います。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。引き続き、よろしく願いいたします。

○河村委員

昨年から、マイナンバーカードとかいろいろな行政手続で受付のところに市民の方がふくそうされるケースが多々見受けられるんですが、何か改善方法というのはないでしょうか。

○中田市民課長

受付周辺にお客様が結構な数いらっしゃるんじゃないかというような御質問だと思います。

現在、戸籍住民系の窓口におきましては、窓口番号案内システムを導入しております。従前はお客様がいつ呼ばれるか分からないという状況で、割とカウンター周辺にお客様が集中しておりました。ですが、案内システムを導入したことによってモニター表示が一番見やすい位置としてロビーのソファの周辺、その辺りでお待ち頂くような状況が見られるというところでございます。

以上でございます。

○河村委員

ロビーとかソファの周辺にたくさんの方がおられるんですね。一応通路なんですね、うちの市の場合は。よそへこう行けば、そういった待合に長椅子がたくさん置いてあったりしてちゃんとロビーで通路ではないセッティングがしてあるんですが、ちょうど改善しにくい状況にはあることはあるんですが、それでも何か今の戸籍そのものの配置を変えるとか何かそういうことで今の待合部分というのを改善できませんかね。

○中田市民課長

庁舎管理にも関係してくるところでございます、市民課のほうでこうするああするというような発言は難しいかなと考えております。

○河村委員

もちろん庁舎管理なんです、そうは言いながら今昔からある戸籍台帳のところを何かいじることができるかできんかちゅう問題があるんだらうと思うんですよ。それを、多少こう移動できれば今の東側部分を待合にするとか何か方策があると思うので、一度検討していただいたらと思いますが、いかがですかね。

○中田市民課長

検討をということでございますが、現状、戸籍住民係もスペース的に目いっぱいな状況でございます。すぐにこうしたらいい、ああしたらいいという答えというのは出しにくい状況であります、その辺りも念頭に置いて、今後の戸籍住民係の在り方については考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○河村委員

3月のときに、コンビニ交付の話でも一緒にしたと思うんですが、コンビニで交付をしている状況というのは市にとってプラスになる要素というのはあまりないんですね。手数料等と使用料の問題を整理するとですね。

庁舎に来てちゃんと当たり前の手続をしてお金を払っていただければ、お金が残るです。そういった意味合いで言うても、たくさんおいでになれば当然周りにずっとそのふくそうするわけですからね、そういった意味合いではちょっとその改善をすることで市民同士の接触とかそういったものが改善されるというふうに思われるんですが、要はコンビニで交付しないでこの周辺の人については市役所行ってやろうという雰囲気のほうが市にとってはありがたいんじゃないんですかね。

○中田市民課長

コンビニ交付は、よりお近くの場所で市役所の開庁時間以外でも御利用できるということで、市民にとって大きなメリットがあるというふうに考えておりますので、そういったことと併せて考えていかないといけないのかなというふうに思います。

また、コンビニ交付に関しては、機械操作が苦手であるとか、相談しないと何を取得していいのか分からないというような方もいらっしゃいますので、そういった方には市役所のほうに来ていただいて職員とのコミュニケーションの下、しっかり対応させていただく訳ですが、コンビニ交付で問題ないという方に関しては、先ほど申し上げましたメリットを最大に享受していただいて、簡単に証明書の取得をしていただける、そういうようなよりきめ細かな対応を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

従前は、玄関のところに自動の交付機が置いてあったんですよ。当然夜間でも取れましたのでね、便利はよかったです、この周辺の人にとってはですね。それが、コンビニになるということで全体的に利便性は高まったと思いますが、例えば市から言うたら手数料が入ってこんのと同じ状況なんですよ。交付に当たってコンビニのほうに当然お金も払うわけですから。

そういった意味合いで言えば、昔もそんなに利用者が夜間あったとは思いませんけど、ただこの周辺の人にとってはここへ来るよりも、いや、コンビニ行ったらどうですかと言われるよりは、やっぱり市に来て手続をしやすい環境づくりというのはいるんだろうと思うんですけどね。そういうことで検討する気はありませんか。

○中田市民課長

国のほうも、マイナンバーカードの交付の推進に力を入れております。そのマイナンバーカードのメリットとしてコンビニ交付というものがありますので、やはりコンビニ交付も併せて推進を図っていき、本庁に来られたお客様に関してはより丁寧な対応を、コミュニケーションを基にさせていただくという形がいいというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

言わんとすることはよく分かるんですが、その状況が通路になっていますので、その辺りの整理もしっかりされないと、当初マイナンバーカードやら出したときはたくさんの方がお見えでしたから、何があるんじゃないだろうかと思うような状況じゃったわけですよ。今は、少し落ち着いていますけどね。

ただ、今後についても、何かがあったときには輻輳するということになりますから、そういった意味合いで言えばレイアウトを変更してでも何か待機ができやすい環境、今あそこで待っておられる方も通路に待っているという状況なんで、その辺りの検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○森戸委員

2点ほどちょっとお尋ねをいたします。

八王子踏切、上島田ですね、の安全対策について注意看板の追加設置が大手鉄道会社と協議中だったと思います。それはどうなったのかということと、また警報器等の抜本対策のお願いもしていたと思うんですけども、その動向が分かればお示しを頂いたらと思います。

○山根生活安全課長

注意看板のお尋ねを頂きました。

注意看板につきましては、当方で案の作成をして、昨年12月に大手鉄道会社のほうに内容確認をしていただいております。そちらの了解が得られれば看板を作成し、設置場所等を地元自治会の御協力を頂き、速やかに設置をしたいと考えております。

また、警報器等の抜本対策につきましては、大手鉄道会社のほうからまだ意向が示されておきませんので、現状では特段の進展はございません。

なお、鉄道会社のほうから建設部関係所管に対し、今週末の協議開催の申出がありましたので、生活安全課も参加させていただき予定にしております。

以上でございます。

○森戸委員

質問はやってみるものだなと思います。でも、昨年12月に看板の内容を示してまだ設置されないというのは、その国土交通省から指摘をされちよるにもかかわらずどういった、人が2人亡くなっている状況で、いや市を責めているんじゃないですよ。どういう気なのかというのはこの協議の場でぜひ強く申出を頂きたいと思います。

地域の自治会も警報器を設置してほしいというお話がありますので、それを再度強くお伝えを頂いて、この状況というのは非常に危険だと思いますので、市民の命を守るという点で強くお願いをしたいと思います。

それと、今年度予算にあった防犯カメラ、ついているのかついていないのか分かりませんが、その辺のところは進捗はどうだったでしょうか。

○山根生活安全課長

防犯カメラの整備につきましては、市から光警察署生活安全課に事務局があります光地区防犯団体連合会に補助金を交付して設置していただくものでございまして、現時点では、光駅に2か所、それと島田駅、岩田駅にそれぞれ1か所ずつの設置を予定しております。

現在、設置主体である光地区防犯団体連合会において、JRと設置箇所等に関する協議を進めておられる状況でございまして、協議が整い次第、早急に設置したい意向であるということを伺っております。

○森戸委員

大体いつぐらいですかね。協議が整い次第という御答弁ですが。

○山根生活安全課長

現時点では、防犯団体連合会のほうから、JRは8月ぐらいから設置工事に入りたいという意向を持っておられるというふうに伺っております。

○森戸委員

分かりました。

一時、島田駅は電気が夜中も一切ついていないような状況があって、コロナで利益が出ないという側面もあったんですが、今はついてはいますけど、やっぱりこう非常に危険だなというふうに強く思いましたので、最低限そういった電灯も含めてその防犯対策といたしますか、こういったカメラの整備も早くしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○小林委員

それでは、何点か御質問のほうをさせていただきます。

まず、1点目としまして、長期化するコロナ禍の影響によって雇用の喪失あるいは就労困難等に陥って税金が納められなくなるケースが全国的にも発生をしています。こうした状況の中で、夜間相談窓口及びスマートフォン、アプリ決済の活用状況についてまずお示しをください。

○藤本収納対策課長

夜間の相談窓口は毎月3回、午後8時まで納付相談などをしております。年間で36日ということになります。主に日中に相談ができない方、納付ができない方が利用されております。

納付相談の実績ですが、納付と相談を合わせて統計を取っており、令和元年度は434件で約1,300万円、令和2年度は358件で約1,000万円、令和3年度は277件で約600万円の実績を上げています。

相談内容としては、納付が困難な市税についての相談が多く寄せられており、職員が収入状況、家族の状況などを聞き、年度内に完納するような納付指導を行っております。また、1年間分を12回で分納したいという納税者には、分納計画書を作成するとともに、夜間の納税を希望される市民には夜間相談窓口の利活用を勧めております。

以上が夜間相談窓口なんですが、あとスマホの関係でいいますと、昨年4月よりスマートフォンアプリの決済で納入できるようになりまして、PayB、auPAY、LINE Pay、PayPay、楽天銀行Pay、ゆうちょPayなどが、現在、利用できるスマートフォンアプリの会社となっています。

納付実績なんですけど、昨年度、固定資産税が1,726件、3,678万円、市県民税が628件、1,678万円、国保税が91件、1,026万円、軽自動車税が510件、398万円で、合計6,782万円がスマートフォンアプリを利用して納税されています。特にPayPayが利用実績の80%を占めておりまして、昨年度は事業者がポイント還元サービスをされましたので、急激に利用率が上がったのですが、今年度も特典ポイントの付与がなくなったという状況の中、5月時点でスマートフォンアプリを利用した納付実績は昨年度同期より増えております。

以上です。

○小林委員

非常に分かりやすく、現状の夜間相談窓口の実績、そしてスマートフォンアプリ決済の状況というところがよく理解できました。非常に、これは感想なんですけど、スマートフォンアプリの決済というところが私の想像以上に多かったというところで、やはり税金の納入の在り方というところも変わってきているのかなというふうに思いました。

あと、やはりなかなかまだコロナ禍というところもあって、生活は再建をできずに、このまま例えば国の補助を、いわゆる支援が途切れた場合に、生活困窮者というところも多分少しずつ増える可能性ってやっぱりあると思うのです。こういうときに、こういう夜間の相談窓口とか、スマートフォン決済は、こういうところの相談も少し増えてくる可能性もあるので、もしその人員の配置として人が足りないような状況になったら、そこは前向きに検討していただきたいなというふうに思います。

では、次の質問に入ります。

急激な社会状況の変化を受けて、消費生活の相談が複雑、高度化しているというような傾向がございます。こういう状況に的確かつ確実に対応するためには、職員のさらなるレベルアップが必要だと考えております。職員の資質向上に向けてどのような企画を行っているのかというところをお示しをください。

○山根生活安全課長

職員といいますか、消費生活センター相談員で申し上げますと、資質向上に向けては、毎年、消費者庁所管の独立行政法人であります国民生活センターが実施する研修を受講することで、複雑高度化する消費生活相談等にも対応できるよう、知識の習得に取り組んでおります。

なお、今年度は、消費生活相談員に高齢者等を対象とした出前講座で求められる効果的な手法の取得という講座であったり、暗号資産に関連した利殖商法や詐欺的な投資トラブルの交渉方法という講座等について受講する予定としております。

○小林委員

分かりました。やはり社会のこういう変化によって、いろんな相談が多様化しているというところにあって、そのニーズにのっとなって、そういうニーズに合った教育を行っているというところがよく理解ができました。ありがとうございます。

次の質問に入ります。

市民がより安全に生活を送るために、区画線、そしてカーブミラー、防護柵の設置等に取り組まれておられますが、昨年度の対応状況というところと、代表的な事例についてお示しをください。

○山根生活安全課長

決算前でございますので、速報値というような形で申し訳ございませんが、区画線につきましては6か所の塗り直しをしております。また、カーブミラーにつきましては4

件設置をしております。

代表的な事例ということでお尋ねもいただきましたので、交通量の多い箇所ということで申し上げますと、木園1丁目の市道川園線、こちらは光大橋を渡った先の交差点の信号から北進して次の信号までの区間でございますが、そちらの中央線や外側線、ゼブラ線、車線境界線、矢印等を塗り直したところがございます。

○小林委員

ありがとうございます。理解ができました。

では、これが最後の質問ですが、街路照明適正化事業として、街路照明適正化に伴う点検、そして、あるいは診断、調査等の実施等に取り組みられておられますが、これまでの進捗状況というところと、今後の見通しについてお示しをください。

○山根生活安全課長

これまでの進捗状況のほうからお知らせをさせていただきたいと思いますが、こちらの事業につきましては、老朽化による倒壊の危険性のある街路照明について、撤去を前提に計画消灯を行い、安全確保上、必要な箇所へは代替のLED灯を設置するという事業でございます。計画消灯につきましては、令和3年10月から順次実施をしております。計画消灯数が111基、計画消灯に伴う代替LED灯の設置数が75基でございます。今後の見通しにつきましては、先ほど委員からも御紹介ありましたが、本年度は、計画消灯箇所を除く街路照明の点検、診断調査等を実施することとしております。

以上でございます。

○小林委員

理解できました。私からは以上でございます。

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第33号 光市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び光市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

説 明：坪井総務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

今回の改定における影響額と、それから、何でと言うとおかしいんですけど、何か理由があれば。

○松村選挙管理委員会事務局長

影響額につきましては、これは候補者の数とか、実際に使用した額によって決まりますので、そのあたりは、現時点では不明な状況であります。

それから、今回の引上げに、改定についての理由については、物価の上昇等によりまして、こういった改定が行われております。

以上でございます。

○河村委員

物価連動性とか、そういうあれにつながっているわけですか。

○松村選挙管理委員会事務局長

連動するというわけではなくて、何年かに一回、こういった見直しをして、金額を改定するといった形です。

以上です。

○河村委員

何年かに一回の定例的な改定であると。はい。

影響額について、もちろん立候補者ですが、そうは言うたら、予算立てすることができませんので、概要の金額ぐらいは把握しといてください。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第34号 光市職員退職手当条例の一部を改正する条例

説 明：坪井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第31号 令和4年度光市一般会計補正予算（第3号）（総務部・消防担当部
所管分）

説 明：坪井総務課長、中原消防担当課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○仲小路委員

おはようございます。

それでは、最初に、選挙の件についてでありますけども、高齢者の投票について、高齢者の投票率というのは、若年に比べると高いというふうに思われておりますけれども、それでも、高齢者の方は非常に投票の意思があるというのがよく言われておりますけども、それでも、体調や交通手段がないと、そういうことによって、投票所に行かれないという場合が多いのではないかと考えられます。特に高齢者の方は、選挙に行くということも、何としても行きたいというふうに思われている方もたくさんいらっしゃいますので、その辺について、実際に投票の状況ですが、令和3年10月の衆議院選挙の高齢者の年代別の投票率が分かりましたらお示してください。

○松村選挙管理委員会事務局長

昨年10月31日に執行されました衆議院議員総選挙における小選挙区の光市の投票率で

申し上げますと、高齢者の年代別ということで、65歳以上では、65歳から69歳が67.83%、70歳から74歳が69.29%、75歳から79歳が69.31%、80歳以上が50.33%でした。以上です。

○仲小路委員

分かりました。かなり高い投票率でありますけども、この80歳以上というのが合計で、年代全ての方が入っていると思うんですが、これが実際にはもうちょっと細かく分かれればと思いますので、また、今後調べていただければというふうに思います。

それで、具体的に、69%の後半で非常に高い投票率なんですけども、まだ、これでも3割の方が行かれてないという状況がありますけども、これでも、さらに投票率が上がればというふうに思いますけども、その辺につきまして、具体的に投票所の増設というのは非常に難しいことだと思いますけども、この辺の交通手段あるいは投票がよりやりやすくするために、今後、どのような検討をされていますでしょうか。

○松村選挙管理委員会事務局長

不在者投票の指定施設に入院、入所されていない方や郵便等投票に該当しない方につきましては、直接、投票所、期日前投票所へ行って投票していただくこととなります。

投票所につきましては、段差を解消するためのスロープの設置や車椅子の配置等、投票環境の整備には努めているところです。

しかしながら、投票所自体になかなか行くことができないという高齢者につきましては、実際におられるといった話もお聞きしますが、身内等に介助してもらって、投票に行っていただくことになると思います。

今まで言われております期日前投票所の、移動期日前投票所や巡回バスなど他市の先進事例等を今後引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これから、いろんな検討をされて、よりよく、まだ、高齢者の年代層の人口が多いものですから、ぜひとも、その辺の高齢者の方ができるだけ投票できるように、また努力をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それから、続きまして、光市行財政構造改革推進プランに、専門的知識、能力を持った職員の育成というふうにございますけども、特に専門的知識あるいは能力を身につけるということは非常に重要なことなんですけども、その方法としまして、具体的に、大学、あるいは専門学校、あるいは企業への出向等のそういう外で学ぶという、そういうふうな想定はされていますでしょうか。

○久山人材育成・女性活躍推進室長

専門的知識、能力を持った職員の育成についてお答えをいたします。

行政課題の多様化、複雑化が想定される中で、それらを解決し、質の高い市民サービ

スを提供するためには、職員の主体的な成長を促すとともに、能力を最大限に発揮できる人事管理を行うことが重要と考えております。

こうしたことから、昨年度末策定しました人材育成・女性活躍推進計画の中で、ゼネラリスト、スペシャリスト、エキスパート、こういった人材を育成し、業務の質の向上とともに、効果的かつ効率的な行政運営を目指すことをうたっております。

お尋ねの大学や専門学校に行ったり、企業へ出向したりして学ぶことの想定ということですが、こうした人材を育成する過程で、大学や専門学校というものは想定はしておりませんが、職員の主体的な資格取得や研修の受講などに対しまして、経費の一部を助成する制度の創設を考えております。現在、こちらについては、制度設計を進めているところでございます。また、企業へは、研修というような形での機会を設けることは、民間の持つノウハウや意識を取り入れ、職員のレベルアップにつながると考えられますことから、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。まだ、検討段階ということでもありますけども、ぜひとも、いろんな方法で、職員の皆様方のそういう能力を発揮するということが、今後大きな役に立つと思いますので、よろしくをお願いします。

それと併せまして、明日から男女共同参画週間が始まりますけども、そういうことも含めまして、行政等において、女性の参画の拡大として、女性職員の管理職への登用ということが言われておりますけども、市の職員の管理職における女性管理職の割合の目標値というのは、22.4%というふうにありましたけども、光市においても部長席に多くの女性がいらっしゃる情景を思い浮かべながら未来を楽しみにしておりますけども、そこで、実際に女性管理職登用のために今年度特に取り組まれていることがありましたらお示しく下さい。

○久山人材育成・女性活躍推進室長

女性管理職登用のための取組についてお答えをいたします。

女性職員の管理職登用については、女性活躍推進法に基づき策定した特定事業主行動計画における取組の一つと掲げ、これまで推進をしてきたところですが、令和4年4月1日時点における管理職に占める女性の割合としましては、11.3%でありまして、まだまだ進んでいるとは言えない状況にあります。

お尋ねの、今年度、特に取り組むことについてでございますが、女性活躍推進セミナーとキャリアデザイン研修の実施がでございます。女性活躍推進セミナーでは、山口銀行周南団地支店の森田佳代子氏を迎え、山口銀行における女性活躍の取組ですとか、自身の支店長になろうと思った経緯、支店長としてのやりがい、こういったものをお話いただきたいと思いますと考えております。

また、キャリアデザイン研修では、職員自身の将来のあるべき姿、ありたい自分を考える機会とし、主体的な行動や成長へつなげるとともに、職員一人一人が活躍する組織

を構築する契機としたいと考えております。

こうした取組を通して、まずは男女関係なく、管理職として市政へ貢献することへの意識の醸成を図り、ひいては、女性職員の管理職登用へつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。具体的にいろいろ取り組まれている状況が分かりました。

特にこれは女性の方の研修というふうに思われますけども、特にこれを推進するためには、男性の方の理解、あるいは、男性自身がいろんな形で、そういうことが推進できるということも大事だと思いますが、そういう研修というのもされていますでしょうか。

○久山人材育成・女性活躍推進室長

男性職員に限ってというものは考えておりませんが、この女性活躍推進セミナーにしましても、キャリアデザイン研修にしましても、女性に限らず、男女ともに対象者とするということを考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ということは、研修というのも男女関係なく、どちらも自由に参加できるとそういうことということですね。

分かりました。ありがとうございました。以上です。了解しました。

○西村委員

何点か質問させていただきます。

まず、参議院選があるということで、選挙について、1点、お伺いをいたします。

先ほど委員からもあったと、高齢者に関して主にあったと思うんですけども、私からは選挙全体を通して、期日前投票など、投票率を上げるためにどういうふうな今回周知を図っていて、どういうふうな取組をしているのか、そのあたりをまず教えていただければと思います。

○松村選挙管理委員会事務局長

7月10日に執行予定の参議院議員通常選挙における周知や啓発活動につきましては、昨年の参議院補欠選挙や、今年の知事、県議会議員補欠選挙と同様の内容ですが、市内の公共施設等10か所への啓発看板の設置、市役所の敷地周りにのぼり旗の掲出、広報車を使用した巡回啓発、公用車にマグネットシートを張っての啓発、防災行政無線を使用した啓発放送、市広報への記事の掲載、ホームページへの記事の掲載等を予定しております。

以上です。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

例年と同じようなところかと思えます。議員から、一般質問でも、この委員会でも、様々な提案があったと思いますので、今後それはもちろん検討していただきたいというふうに思うんですけれども、予定では10月に情報受発信ツールのリリースをされる予定というふうに聞いておりますので、高齢者だけでなく、情報受発信ツールは若い世代に対しても非常に有効なツールになってくるかと思えますので、市からも積極的にそういった選挙の情報等を含めて、今後、情報の発信の体制をつくっていくとか、そういったできるところから、まず工夫をしていただければなというふうにお願いをいたします。

続きまして、防災指令拠点についてに関することで、ちょっとお伺いをいたします。

防災指令拠点、これが建設をされた後には、現在駐車場として使用している職員駐車場の台数が減ることになると思うんですけれども、何台程度、駐車場が減少をするのかという点と、現在、職員用の駐車場としては何台が確保をされているのか。そして、その防災指令拠点ができただけには不足が生じるのかどうか、そのあたりをお伺いいたします。

○坪井総務課長

本庁舎の職員用駐車場につきましては、防災指令拠点施設の完成後には、約50台分が減ると見込んでおります。

次に、本庁舎職員用の駐車場台数ですが、現在220台分が確保されており、現状、この台数で、ほぼ充足している状況にあります。そのため、完成後は、防災指令拠点施設の整備により減少する約50台分が不足する見込みであります。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。50台程度不足が見込まれるというふうなところですが、それに対して、どのように対応するなど、現時点検討されていることはありますでしょうか、お伺いいたします。

○坪井総務課長

現在、代替地となる市有地などの洗い出しを進めているところでございます。本庁と隣接する未利用の市有地というのはございませんが、少し離れたところも含め、駐車場として利用が可能か、近隣住民への影響はないかなど、様々な視点から調査を進めているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

まだ、検討段階ということですので、もう少し時間があるかと思っておりますので、近隣の方に影響がないところ、また、職員の皆さんにとって、あまり不便になり過ぎないところ等、いろいろと検討していただければと思います。

それから、一般質問で災害時の民間協定の話があったかと思うんですけれども、そのあたり支援の内容など、もう少しお聞かせいただければと思います。

○小熊防災危機管理課長

災害時の協定の状況ということであります。

まず、件数についてでありますけれども、本市では、県や他市町、民間事業所等と災害時の応援協定を締結することで、大規模災害への対応強化を図ることとしており、現在51件の災害時応援協定を締結しております。

このうち民間事業者との協定につきましては、39件となっております。

内容ということでございますけれども、件数が多い順に申し上げますと、食料品や資機材、燃料など、物資の供給に関する協定が13件、ペット同行避難所の運営やし尿等の収集運搬など災害応急対応、復旧活動に関する協定が11件、福祉避難所に関する協定が9件、緊急避難場所等への施設提供に関する協定が4件、避難所の混雑状況など、災害時の情報発信に関する協定が2件となっております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。

食品であったり、ペットの避難であったり、福祉に関すること等々、いろいろと協定が結ばれておるとのことだと思います。ただ、実際に支援を要請するような事案が起こったときに、具体的にどういった流れで、どういったところをお願いをしていくのかというところが、何となくイメージがつかないので、そのあたり挙げられるものがあれば、具体的に教えていただきたいんですけれども。

○小熊防災危機管理課長

協定に基づく支援要請の方法についてということでございます。

支援の内容によって方法も違ってまいりますけれども、協定の件数が最も多く、標準的なパターンと考えられます物資調達の場合で申し上げますと、事前にお互いの担当者と連絡先を記載した担当者名簿、これを作成してございまして、こちらに登録された連絡先のほうへ、市からの要請内容といたしまして、品目や数量、それから引渡場所などの事項を伝えることというふうになります。

連絡手段につきましては、文書での通知が基本となりますが、緊急の場合などは、まず、電話での口頭要請を行い、その後、速やかに文書での通知を行うこととなっております。

なお、連絡先につきましては、当然ではありますけれども、勤務時間内だけでなく、

勤務時間外でも連絡がつく電話番号をお互いが登録しているところがございます。
以上であります。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

緊急時には、電話で、いつでも基本的にはつながるような体制、いつでも支援をお願いできるような体制になっているということで理解をいたしました。

最後もう1件、避難所についてなんですけれども、新型コロナウイルス感染症の対応マニュアルというのは、いろいろと目まぐるしく変わっておるわけなんですけれども、避難所のコロナ対策については、そういった影響を受けて、当初と変わっていたりするようなことがあるのかどうか、ちょっと確認で、お伺いをいたします。

○小熊防災危機管理課長

避難所のコロナ対策につきましては、これまでの一般質問での部長答弁のとおりでございますけれども、国の通知などを参考に、令和2年6月に取りまとめた「避難所における新型コロナウイルス感染拡大防止対策」、これに基づきまして、避難所運営を行っております。

避難所での対策について、国からの新たな通知というのは、現時点で受けておりませんので、今年度におきましても、避難所運営の関係所管と連携しつつ、引き続きこれまでの対策を確実に実施してまいります。

この対策は、3密の回避、衛生環境の維持、体調管理の徹底といった3つの視点でまとめておりまして、具体の主な対策を御紹介いたしますと、まず1点目の3密の回避は、人同士の間の距離を確保することや、妊婦などの個別のスペースを用意すること、換気を徹底することなどでございます。

2点目の衛生環境の維持は、手指消毒液や飛沫防止のパーティションを受付に設置すること、手洗い、咳エチケットなど、基本的な感染対策を徹底すること、トイレ等を定期的に清掃することなどで、3点目の体調管理の徹底については、避難所到着時の検温だけでなく、避難所内でも定期的に検温をすること。さらには、駐車場における車中避難の方への対応として、受付の徹底や巡回を行うことといった対策であります。

また、避難所では集団生活となりますことから、避難者の方には、避難者同士、お互いを思いやり、うつらない、うつさないために、こうした対策への協力をいただくことが必要となります。このため、体調管理や基本的な感染症対策など、避難者の心得等につきましても、避難所にポスターを掲示し、周知を図っているところであります。

避難所においては、このような対策を行っておりますので、市民の皆様には、感染を恐れて避難しないということのないよう、災害時に身の危険を感じたときには、ちゅうちょなく避難所のほうへ避難をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○西村委員

詳しく説明ありがとうございます。

当初から変わっていないということと、改めて、対策がしっかりされていると、されるということが理解をできました。

これから台風シーズンであったりするので、避難所を開設することもあるかと、出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、その際には、適切な対応をよろしくお願いいたします。

以上です。

○河村委員

それでは、先ほど選管のほうで、投票所の増設というような、ちょっと話があったんですが、今は既存の投票所があって、自治会を中心としたような単位で割り振りをされておるんですが、もう投票所から測って何kmとか、何mとか、そういったやり方というのはできないんですか。何か投票所の基準がたしかあったと思うんで、やり方によっては、1番近い、自分の家から1番近い投票所へ行くことができるような気がするんですが、そのあたりの件、それともう1点は、選挙公報について、手数料の話をするところがあるんですが、今回いろいろ改定がありました、何か変動があれば、お答えください。

○松村選挙管理委員会事務局長

まず、投票所のことについてですが、3月の議会、委員会で、委員から様々な投票区、投票所についての御意見、御提案をいただきました。こうしたことを受けまして、選挙管理委員会において、投票区及び投票所の見直しについて検討を行い、基準を設けました。

この中で、投票区については、国の通知を参考に、選挙人の住居から投票所となる施設までの距離をおおむね3km以内、投票区の規模を1投票区でおおむね3,000人以下とすることとしております。これらを超える場合は、投票区の増設に努めることとしております。

また、投票区については、投票所については、なるべく投票区の中心付近にある施設としますが、中心付近に投票所としてふさわしい施設がない場合は、投票区内の適切な施設を選定することとしております。

こうしたことから、市内の投票区については、現時点においては、ほぼ基準内にあると考えておりまして、各選挙人から投票所までの距離については、遠い近いはありますが、おおむね3km以内の基準は守られておりますので、当面は現在の投票区から変更しないということと考えております。

それから、選挙公報の委託料の変更についてですが、選挙公報の配布委託料につきましては、今年の県知事、県議会議員補欠選挙までは1世帯あたり40円としておりました。しかしながら、これまで委員からも選挙公報を配布いただく広報調査員も高齢化の進展などの理由により配布が大変になっているとの御案内をいただいたところです。このため、今回の参議院議員通常選挙より、現在の市の広報調査員への委託料の市広報の配布

相当額としての55円の委託料を参考として、市広報と同額の55円に引き上げることとしております。

以上です。

○河村委員

市の広報に倣ったということでございますので、了解しました。

投票所ですが、3 kmっちゃ、ちょっと遠いと思うんですが、というのは、小学校の、要は昔の建設で、通学距離が大体2 kmというふうにセッティングしてあったと思うんです。それは歩いていける距離がという意味合いで2 kmというセッティングなんですが、3 kmちゅうのは、どっから出てきたんですか。

○松村選挙管理委員会事務局長

3 kmにつきましては、国の旧自治省からの通知において、この3 kmという距離が出ております。

○河村委員

ということは、全国共通という理解でいいんですか。全国共通という理解でいいんですか。

○松村選挙管理委員会事務局長

自治省からの昭和44年の通知になりますけれども、投票区の増設についてといった通知の中では、遠距離地区、投票所から選挙人の住所までの道程が3 km以上ある地区を含む投票区にあっては、当該投票区の分割・再編成等の措置により、遠距離地区の解消に努めることといった内容になっております。

この通知は全国に流れているものであります。

○河村委員

ごめんなさい。何年って言ったんですか。

○松村選挙管理委員会事務局長

昭和44年、44年の通知です。

○河村委員

昭和44年というたら、もう50年過ぎた話で、それはちょっと明らかに現実にそぐわないケースはたくさん出ていると思います。奥のほうへ行ったら、そりゃ3 kmでもないところがあるかも分かりませんから、どっかへ要望するのか、あるいは、選挙管理委員会のほうで、その基準を基にして投票所を決めるとか、そういうふうな制度じゃあないんですか。

○松村選挙管理委員会事務局長

この通知については、努めることといったような内容でして、実際の投票区の設置とか、投票所の設定については、各選挙管理委員会が行うといった形になっております。

○河村委員

じゃあ、お願いしときます。

投票所から見たその距離が3kmちゅうんじゃ、そりゃあまりにも、歩いてということになりませんので、歩いていける範囲というのを、昔なら2kmでしたが、それが1km未満とか、そういうふうなセッティングをしていただいて、1番遠いのが、今、この間の話じゃ2kmぐらいだったと思うんですが、投票所からの距離がですね、そのあたりをぜひ決めていただくように、取り計らいをお願いをしておきたいと思います。

それから、先ほど防災の職員駐車場の件で話がありましたが、現行で一部の土地を購入をされておまして、若干台数が減っているのではないかと思いますし、工事が始まったら、恐らく始まった箇所から言えば、台数が随分減っていくんだろうと思うんです。だから、50台ぐらいは、もうすぐにでも減っていくような気がするんです。とすると、工事にかかる前から、じゃあ、その駐車場については、どういう手配をされるのか。もともと駐車場の区画を含めて、結構この駐車場の中で事故が多いんですよ。接触事故が。そういったことで見直しを何回かお願いしたことがあるんで、ぜひ、これから工事をやる、これから出来上がるということを含めて、しっかりレイアウトを考えていただきたいと思います。お願いだけで結構でございますので。

それから、先ほど災害の応援協定の話があったんですが、食料や何かについては、応援なんじゃけど、有償なんでしょう。その辺がちょっと誤解を得られそうな、要は有償なんで、例えば、避難所を開設した折に夕飯とかというときには、当該する避難所へ行く人数というのは、提携相手からすれば、出す義務があるわけですが、反対にこっちからいうたら買う義務があるとか、そんなことがあるんです、それとも全くボランティアでやっていただけるようなところとか、そういうような整理はされておるんですか。

○小熊防災危機管理課長

今の物資の提供に関しては、基本的に、今、協定締結先は全て有償でのということになっております。

以上でございます。

○河村委員

いやいや、責任、数の。

○小熊防災危機管理課長

これは、先ほど要請の方法のところでも申し上げましたけれども、避難所の食料とかということであれば、避難所に来られている避難者の数、これの報告が毎時基本的にはありますので、それを基にこちらのほうで数を、それぞれの調達先のほうへ要請をする

というような流れでございます。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。避難者の人数ほどお願いするということでもいいですね。はい、分かりました。

それから、昨日の新聞で御覧になったかと思うんですが、消防団の報酬管理の話が上がっておりまして、私もそれが悪いことだというふうには、ちょっと認識不足じゃったんですが、新聞で見た範囲内で言えば、職員が通帳あるいはカードを、消防団員ですね、団員が通帳カードを作成して、それを預かって管理するというような話じゃったんですが、実態的にはどうも起きているような気がするんですけども、現状どんなです。

○中原消防担当課長

消防団員の報酬の支払いの御質問かと思えますけれども、本市におきましては、個人口座に直接支払っておりますので、分団等々が管理していることはございません。

以上でございます。

○河村委員

新聞は見ちゃった。どこだってそうなんですが、個人の口座に皆振り込むんですよ。その振り込んだものを、要は団の元締といいますか、会計をする人が預かって、それで下ろしてお金の管理をしていると。だから、今、どこだって、お金ですから、個人の口座に出ていくに決まっちゃうんで、それを、この間の昨日の毎日新聞では、払ったものをまとめて管理している。というのは、以前、今はどうか知りませんよ。以前は分団のほうでまとまって研修に行ったりすることがありましたから、そういったときには、お金プールしちょかんや行かれませんので、そういったことは、現実的にはあったことだなと思いつながら、今、うちについては、そういうことは一切ないということですか。

○中原消防担当課長

そのとおりでございます。

○河村委員

今、出動のほうも2回じゃったですか、年間。何か規定があったと思うんですが、そういった意味合いでは、事、お金に関することなんで、しっかり分団のほうにも通知が届くようお願いをしておきます。

それから、先ほど研修の話があったんですが、私はどの研修も大事だと思うんですが、実例研修のような、要はコンプライアンスのそういった研修をしっかりとっておく必要があると思うんですが、今までのやり方でいくと、そういった実例研修的なものはなかったというか。そういうふうな、起こったことに対する研修会みたいな、そんなも

のは考えてられませんか。

○久山人材育成・女性活躍推進室長

起こったことを例に挙げての研修の開催ということだと思いますけれども、独自研修の中で、公務員倫理ですとか、ハラスメントの防止研修ですとか、そういった研修を実施しておりますけれども、その中で一般的にといいいますか、光市内でということに限らず、全国的なところから見た、そういった実例というものを挙げて、グループ討議するとか、そういったものというのは、現在でもしております。

以上でございます。

○河村委員

終わります。

○小林委員

それでは、私のほうから何点か御質問のほうをさせていただきます。

まず、1点目としましては、令和3年度の光市採用試験実施状況の中で、第1次試験、第2次試験に合格しながら、次のステップにエントリーしない。こういうケースが見受けられましたが、その要因というところと今後の対策を含めてお示しをいただけたらと思います。

○坪井総務課長

令和3年度の採用試験では、1次募集の2次試験合格者12人のうち、最終試験前に3人の辞退がありました。また、2次募集も含めた最終合格者の中にも2人の辞退がありました。その理由につきましては、個別に聞き取ってはおりませんので、把握はしておりません。そのため、想定とはなりますが、国・県・他の市町村なども合格しており、そちらを選択されたなどが考えられるところです。

次に、受験者に光市を選んでもらうための対策ですが、さらに魅力ある働きやすい職場づくりに取り組むことはもちろんですが、それとともに、こちらの情報をより多くの受験者に知ってもらうことが重要と考えています。そのため、昨年度から始めた就職情報サイトへの情報掲載については、引き続き行うこととしております。

また、今年度はオンライン説明会の開催や新型コロナウイルス感染症の影響により中止していました大学等の学校訪問も再開しております。

また、学校訪問の中でインターンシップが有効との話も多くありました。本市でも昨年度5人を受け入れておりますが、こちらも引き続き行うこととしております。

これら様々な手法により、光市を知ってもらい、そして選択してもらえるよう今後も取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

理解できました。様々な政策、そういう取組というところが、今後それを継続をすることによって、必ず効果が出てくるというふうに私は思っていますので、引き続きの対応のほうをよろしくお願いいたします。

では、次の質問に入ります。

令和4年度、新たに14名の新入職員が入職をされましたが、その配属先についてお示しをください。

また、新入職員に対しまして、どのような導入教育が行われているのか、こちらも併せてお示しをください。

○久山人材育成・女性活躍推進室長

本年4月1日に本市職員として入庁した職員は、上級行政職10人、上級保健師4人、合わせて14人でございます。入庁後、一定の研修を経た後、現在はそれぞれ配属された職場で業務に当たっているところでございます。

お尋ねの配属先についてですが、総務課に1人、市民課に1人、税務課に2人、地域づくり推進課に1人、福祉総務課に1人、高齢者支援課に3人、健康増進課に3人、農林水産課に1人、文化・社会教育課に1人でございます。

次に、導入教育につきましては、大きく分けて2つございまして、入庁後すぐに行う独自研修とセミナーパークで実施される新規採用職員研修でございます。

まず、独自研修は4月1日と土日を挟んで4日の2日間、本市職員として必要な実務的な研修を中心に実施をいたしました。

具体的には、1日目は、市長訓示、人権研修、文書事務研修、総務部長講話を行いまして、2日目は、財政状況、パソコン環境、公金の取扱い、防災、メンタルヘルス、こういったカリキュラムで実施をしたところでございます。

この後、2班に分かれまして、4月5日から8日、4月12日から15日、それぞれの4日間、セミナーパークで行われた新入職員を対象とした研修を他市町の新入職員と共に受講をしております。

内容としましては、自治体職員として必要な知識の習得を目的に、地方自治制度、地方公務員制度、自治体を取り巻く環境の変化、公務員倫理、個人情報保護、待遇といったカリキュラムを受講するとともに、学ぶという観点だけでなく、他市町の職員との交流により、同じ新入職員としての不安の共有や解消、情報交換をする場としても有益であったという声を聞いております。

こうした研修を通して、本市職員として働くことの自覚と責任を持つとともに、知識や技能の習得を図り、円滑な業務遂行につなげているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

よく理解できました。

先ほどの新入職員の導入教育の中で、他市町の職員の人との交流のところで、すごくそれが有用だったというところもお聞きしました。まさしく、そのとおりだと思います。

今回の新入職員の導入教育だけではなくて、こういうところが、例えば、5年後とか、10年後、そういうものについても、ぜひ、そういうことを実施する方向で検討していただけたらというふうに思います。

では、次の質問ですが、独立行政法人労働政策研究・研修機構が調査した仕事を辞める理由のランキングにおいて、労働時間、休日、休暇の条件が最多で、次いで2位は人間関係というところがよくなかった。3位については、仕事自体が自分に合わなかった、こういう状況でございました。

配属先での新入職員との定期的な面談、こういうものを通じて、職場の悩み、あるいは、キャリアの悩みと、こういう把握が必要だと考えていますが、見解のほうをお示しをください。

○久山人材育成・女性活躍推進室長

再度の質問にお答えいたします。

新入職員は入庁するに当たりまして、こんな仕事をしてみたいといった目的意識や、こんな職員になりたいといった目標を持って入庁をしてきていると思いますけれども、何もかもが初めてで、緊張の連続という中で、不安や悩みを抱えることは少なからずあると考えております。そうした中で本市では、入庁後半年間、毎週、学んだこと、指導や注意を受けたこと、職場での気づきを振り返り、それらを踏まえて、翌週心がけたいことを整理する「週間振り返りシート」を作成するとともに、一月を振り返る「月間レポート」を作成することとしており、それに対して、所属長や係長は所見を記載し、指導や助言、激励などを行っております。この取組を通じて、コミュニケーションを図り、面談というかしこまった形ではありませんけれども、目標の共有ですとか、不安の解消、業務上のアドバイスなど、サポート体制を構築しているところでございます。

また、職場では、日常的に目くばりや声かけを行うことで、良好な人間関係を創出するとともに、組織として、新入職員の成長や活躍を支援するよう努めているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

理解できました。

もう少し、この新入職員のところでも再質をさせていただきたいんですが、例えば、新入職員が各職場に配属をされて、その後も先輩職員からの指導、あるいは、日頃の業務を通じて個々の成長を促しているというふうに考えています。そうした中で、直属の上司には相談しづらいような悩み、こういうものも生まれてくるのではないかというふうに考えています。こうした状況を踏まえて、人事サイドとして、新入職員との面談というところを行う必要もあると考えていますが、見解のほうをお示しをください。

○久山人材育成・女性活躍推進室長

再度の質問にお答えいたします。

人事サイドとしましては、新入職員の配属後は、先ほども申しました振り返りシートや「月間レポート」を通して、また、適宜、所属長への聞き取りを行うなど、状況の把握に努めているところですが、慣例的に面談を行うということはいたしておりません。しかしながら、一昨年になります、新入職員10人のうち5人の保育士について、人事サイドとしても現場の様子を少し把握しづらいということから、園に出向きまして、面談を行ったところ、やりがいですとか、抱えている不安、保育の大変さ、今後の抱負といったような率直な意見を聞くことができ、面談することの有益性というところを感じたところでございます。

こうしたことから、今後、人事サイドとしましても、新入職員の現状を把握するとともに、コミュニケーションを図ることで見えてくる今後の育成や支援の方向性を所管と共有するといった観点からも、面談を行うなど、良好な職場環境の創出や成長のサポートに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

やはり、先ほども回答の中でございましたが、各所属の配属先、そして人事サイド、両側面でしっかりと新入職員というところをフォローしていくということが非常に重要だと思っておりますので、引き続きの対応のほうをよろしく願いいたします。

次の質問ですが、厚生労働省のほうで2019年に実施した調査によりますと、2016年3月に大学を卒業して就職した新卒社員のうち3年以内に仕事を辞めてしまう人は32%でしたよという報告がございました。その内訳で見ますと、1年以内に辞めた方が11.4%、2年以内が10.6%、3年以内が10%ということで、1年目に辞める人が最も多く、経験を重ねることで、少しずつ離職率が低くなる傾向がございます。こうした状況を踏まえまして、過去5年間における入職3年以内の職員の離職者数についてお示しをください。

○坪井総務課長

入庁3年以内における離職者数ですが、過去5年間の採用では、令和3年度採用4人のうち離職はゼロ、令和2年度採用10人のうち2年目の離職が2人、令和元年度採用11人のうち離職はゼロ、平成30年度採用17人のうち離職はゼロ、平成29年度採用15人のうち、1年目の離職が2人という状況であります。

以上でございます。

○小林委員

状況がよく分かりました。やはり、この離職率を見ましても、今、いわゆる人事、あるいは各所管がきめ細やかなサポートをしていることで、全国的な平均値に比べるとそんなに多くはないというようなことがよく理解できました。ただ、この離職する方という理由として、個人のキャリアを追われる方や、やはり、いろんな理由があると思いますが、ぜひ、皆さんが光市の、光市役所の中で働きやすい環境というものを築き整えていただきたいというふうに思います。

もう1点、令和3年6月に育児・介護休業法が改正をされましたが、令和4年4月1日から段階的に施行となっております。これ、光市の対応状況についてお示しをください。

○坪井総務課長

令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、地方公務員についても地方公務員の育児・介護休業法の改正が公布されました。このうち、令和4年4月1日より義務づけられた育児休業の周知等につきましては、施行以前からグループウェアによる周知や対象者への個別資料配布などの対応を既に行っていたところでございます。

また、これから施行される育児休業の取得回数制限の緩和などにつきましても、国や県からの通知に基づきまして、例規の改正を進めるとともに、引き続き職員への改正内容の周知等に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

しっかりと取組をなされているということで安心をしました。

先ほども少し、この4月1日で今回の周知というところと、次のステップとしては、分割をしていく。いわゆる休暇の分割というの可能になってきますので、ぜひ、この点についても、より職員が休暇を取得しやすいような、そういうような環境を整えていただきたいというふうに思います。

最後です。三菱UFJリサーチ、コンサルティング株式会社が発表した平成29年度、仕事と育児の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書によりますと、育休制度を利用しなかった理由について「業務が繁忙で職場の人手が不足をしていた」が38.5%で最も高く、次いで「職場が育児休業を取得しづらい雰囲気であった」が33.7%という結果でございました。こうした状況を踏まえまして、令和3年度における育児休業の実績並びに、過去3年間の経年推移について併せてお示しをください。

○坪井総務課長

育児休業の実績でございますが、市長部局の数字といたしまして、令和3年度、速報値でございますが、男性1人、女性11人、令和2年度、男性1人、女性18人、令和元年度、男性1人、女性19人、平成30年度、男性ゼロ人、女性17人という状況でございます。

以上でございます。

○小林委員

状況がよく分かりました。今回の育児・介護休業法の改正によって、男性が主体的に育児に取り組むということ、そういう環境をいわゆる職場として整備をしていかないといけないという目的もあったというふうに理解をしておりますので、しっかりと周知のほうはされて、男性の方も育児休業をしっかりと取得できるような環境をつくっていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。